

0001 3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：基礎

建築基準法上の「建築物」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．土地に定着する観覧のための工作物は、屋根がなくても「建築物」に含まれる。

イ．屋根のない工作物は、用途にかかわらず建築物には含まれない。

ウ．土地に定着していても、用途が観覧であれば常に工作物としてのみ扱う。

エ．建築物とは、必ず壁と屋根の双方を有するものに限られる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。観覧のための工作物は、屋根の有無にかかわらず建築基準法上の建築物に含まれる。

イ：誤り。観覧のための工作物など、屋根がなくても建築物に含まれるものがある。

ウ：誤り。観覧のための工作物は建築物の定義に含まれる。

エ：誤り。法令上の建築物は、そのような限定的定義ではない。

総合解説：適切。観覧のための工作物は、屋根の有無にかかわらず建築基準法上の建築物に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0002 3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：基礎

建築基準法上の「建築設備」に該当するものとして、最も適切なものはどれか。

ア．敷地境界線上の独立した広告塔

イ．建築物に設ける消火用の貯水槽

ウ．建築物と離れて設ける独立した擁壁

エ．建築物に附属しない屋外の記念碑

答え・解説

正答：イ

ア：広告塔は一般に工作物として扱われ、建築設備ではない。

イ：適切。建築物に設ける消火用の貯水槽は建築設備に含まれる。

ウ：擁壁は建築設備ではなく、別の工作物として扱われる。

エ：記念碑は建築設備ではない。

総合解説：適切。建築物に設ける消火用の貯水槽は建築設備に含まれる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0003

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：基礎

建築基準法上の「居室」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．便所は、滞在時間の長短にかかわらず必ず居室に該当する。

イ．廊下は、人が通行するため継続使用する室として必ず居室に該当する。

ウ．レストランの調理室は、継続的に使用される室であり、居室に該当する。

エ．倉庫は、物品を継続して保管するため、用途を問わず居室に該当する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。便所は通常、居室には該当しない。

イ：誤り。廊下は通常、居室ではない。

ウ：適切。調理室は継続的に使用される室として居室に該当する。

エ：誤り。物品保管を主とする倉庫は通常、居室に該当しない。

総合解説：適切。調理室は継続的に使用される室として居室に該当する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0004

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：標準

建築基準法施行令上の「地階」の判断に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．床が地盤面より1cmでも低ければ、天井高さに関係なく地階となる。

イ．天井の全てが地盤面より低い階だけが地階である。

ウ．床面が地盤面上にあっても、外壁の半分以上が土に接すれば地階となる。

エ．床が地盤面下にあり、床面から地盤面までの高さがその階の天井高さの3分の1以上である階は、地階に該当する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。地盤面との高さ関係に加え、天井高さに対する比率要件がある。

イ：誤り。天井全体が地盤面下であることまでは要しない。

ウ：誤り。床面が地盤面下にあることが前提となる。

エ：適切。地階は床の位置と、床面から地盤面までの高さが天井高さの3分の1以上であることを基準として判断する。

総合解説：適切。地階は床の位置と、床面から地盤面までの高さが天井高さの3分の1以上であることを基準として判断する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0005

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：標準

床面積の算定方法に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．各階の壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によって算定するのが原則である。

イ．外壁の外面で囲まれた水平投影面積を一律に床面積とする。

ウ．内壁の内面で囲まれた有効面積だけを床面積とする。

エ．床面積は建築面積と常に同一である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。床面積は各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基本に算定する。

イ：誤り。原則は壁その他の区画の中心線による。

ウ：誤り。床面積は有効内法面積ではなく法令上の算定方法による。

エ：誤り。床面積と建築面積は算定対象・方法が異なる。

総合解説：適切。床面積は各階ごとに、壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積を基本に算定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0006

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：標準

庇などが外壁から水平に突出する場合の建築面積の算定について、最も適切なものはどれか。

ア．庇は突出寸法にかかわらず全て建築面積から除外する。

イ．一定の突出部分については、原則として先端から水平距離1m後退した線までの部分を建築面積に算入しない扱いがある。

ウ．庇は1cmでも突出すれば、その水平投影面積を全て建築面積に算入する。

エ．建築面積は床面積の合計を敷地面積で割って求める。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。突出が大きい場合などは建築面積に算入される部分が生じる。

イ：適切。庇等の突出部分には、先端から1m以内を不算入とする原則的な取扱いがある。

ウ：誤り。先端から一定範囲を不算入とする扱いがある。

エ：誤り。それは建築面積の算定方法ではない。

総合解説：適切。庇等の突出部分には、先端から1m以内を不算入とする原則的な取扱いがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0007

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：標準

屋上部分の階数算定に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．屋上部分は用途や面積にかかわらず必ず一つの階として算入する。

イ．屋上の倉庫は面積にかかわらず階数に算入しない。

ウ．昇降機塔や階段室などの屋上部分で、水平投影面積の合計が建築面積の8分の1以下であるものは、一定の場合に階数へ算入しない扱いがある。

エ．地階だけが階数不算入の対象となり、屋上部分には特例がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。一定の屋上部分には階数不算入の特例がある。

イ：誤り。用途と規模によっては階数に算入される。

ウ：適切。屋上の昇降機塔・階段室等には、面積要件を満たす場合の階数不算入特例がある。

エ：誤り。屋上部分にも特例がある。

総合解説：適切。屋上の昇降機塔・階段室等には、面積要件を満たす場合の階数不算入特例がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0008

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：標準

建築物の高さの算定に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．屋上部分の高さ算入は、全ての法令規定で完全に同一である。

イ．屋上の階段室は面積が小さければ、避雷設備の高さ判定にも必ず算入しない。

ウ．建築物の高さは常に最上階の床面までの高さである。

エ．同じ屋上部分でも、どの高さ制限・設備規定を適用するかによって高さへの算入方法が異なる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。適用規定によって算入特例が異なる。

イ：誤り。避雷設備等では別の扱いとなる場合がある。

ウ：誤り。高さは法令上の算定方法に従い、最上階床面だけで決まらない。

エ：適切。屋上部分の高さ算入は、絶対高さ・斜線・避雷設備など適用する規定ごとの特例を確認する必要がある。

総合解説：適切。屋上部分の高さ算入は、絶対高さ・斜線・避雷設備など適用する規定ごとの特例を確認する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0009

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：応用

容積率算定の基礎となる延べ面積に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．宅配ボックス設置部分には、一定の上限の範囲で容積率算定上の延べ面積に算入しない特例がある。

イ．宅配ボックス部分は用途にかかわらず全て延べ面積から除外される。

ウ．宅配ボックス部分は床面積そのものにも一切算入しない。

エ．宅配ボックスの特例は建蔽率だけに適用され、容積率には関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。宅配ボックス設置部分には、法令で定める上限内で不算入とする取扱いがある。

イ：誤り。不算入には上限・条件がある。

ウ：誤り。床面積と容積率算定上の延べ面積の不算入は区別する必要がある。

エ：誤り。容積率算定の延べ面積に関する特例である。

総合解説：適切。宅配ボックス設置部分には、法令で定める上限内で不算入とする取扱いがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0010

3-1 建築基準法 総則・手続 > 用語・面積・高さ・階数 | 難易度：応用

共同住宅の共用廊下・共用階段と容積率算定の関係について、最も適切なものはどれか。

ア．共用廊下・共用階段は、建築物全体の床面積の3分の1までしか不算入にできない。

イ．一定の共同住宅の共用廊下・共用階段の床面積は、容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しない扱いがある。

ウ．共用廊下は不算入だが、共用階段は必ず算入する。

エ．共用廊下・共用階段は床面積そのものに存在しないものとして扱う。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。そのような一律3分の1上限を前提とするものではない。

イ：適切。共同住宅の共用廊下・共用階段には容積率算定上の不算入規定がある。

ウ：誤り。共用階段も対象となる。

エ：誤り。床面積の算定と容積率算定上の延べ面積不算入を区別する。

総合解説：適切。共同住宅の共用廊下・共用階段には容積率算定上の不算入規定がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0011 3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：基礎

2025年4月施行の改正後における建築確認審査について、最も適切なものはどれか。

ア．木造2階建て住宅は全て建築確認が不要となった。

イ．改正後も旧4号建築物という区分と審査省略範囲はそのまま維持された。

ウ．木造2階建て住宅等の多くは新2号建築物として扱われ、旧4号特例の対象範囲は縮小された。

エ．確認審査対象の見直しは2027年まで施行されていない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。むしろ旧4号特例の縮小により審査対象が広がった。

イ：誤り。区分・審査省略制度が見直された。

ウ：適切。2025年改正により確認審査対象が見直され、木造2階建て住宅等では構造関係規定等の審査が拡大した。

エ：誤り。主要な見直しは2025年4月1日に施行された。

総合解説：適切。2025年改正により確認審査対象が見直され、木造2階建て住宅等では構造関係規定等の審査が拡大した。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0012 3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：基礎

建築確認の要否に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．増築は全国どこでも10㎡以内なら必ず建築確認が不要である。

イ．準防火地域だけは10㎡以内なら確認不要だが、防火地域では必要である。

ウ．10㎡の基準は新築建築物にだけ適用され、増築とは無関係である。

エ．防火地域又は準防火地域内では、増築部分が10㎡以内であることを理由に建築確認が不要になるとは限らない。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。地域・建築物の条件を確認する必要がある。

イ：誤り。準防火地域も一律確認不要とはならない。

ウ：誤り。増築等の確認要否に関係する基準である。

エ：適切。10㎡以内の増築等に関する確認不要の取扱いには、防火地域・準防火地域では適用されない条件がある。

総合解説：適切。10㎡以内の増築等に関する確認不要の取扱いには、防火地域・準防火地域では適用されない条件がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0013 3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：基礎

建築確認を要する建築物の着工に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．原則として、確認済証の交付を受けた後でなければ当該工事に着手できない。

イ．確認申請書を提出した時点で、確認済証交付前でも自由に着工できる。

ウ．設計者が法適合を確認すれば、行政による確認手続は不要になる。

エ．確認済証は工事完了後に交付される書類である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。確認を要する計画は、確認済証交付前の着工が認められないのが原則である。

イ：誤り。申請だけでは足りず、確認済証交付が必要である。

ウ：誤り。確認対象建築物では所定の確認手続が必要である。

エ：誤り。確認済証は原則として着工前の計画確認に係る書類である。

総合解説：適切。確認を要する計画は、確認済証交付前の着工が認められないのが原則である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0014 3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：標準

完了検査の申請時期に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．完了検査は工事完了後30日以内であればよい。

イ．建築主は、原則として工事が完了した日から4日以内に完了検査を申請する。

ウ．完了検査は建築主ではなく施工者だけが申請義務を負う。

エ．確認済証を受けた建築物は完了検査を受ける必要がない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。原則4日以内である。

イ：適切。建築基準法は、原則として工事完了日から4日以内の完了検査申請を求めている。

ウ：誤り。法令上の申請主体は建築主である。

エ：誤り。確認対象建築物では原則として完了検査が必要である。

総合解説：適切。建築基準法は、原則として工事完了日から4日以内の完了検査申請を求めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0015

3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：標準

特定工程に係る中間検査について、最も適切なものはどれか。

ア．中間検査は竣工後にのみ行われる検査である。

イ．中間検査で不合格でも、後続工程を進めて完了検査時にまとめて是正すればよい。

ウ．特定行政庁が指定した特定工程後の工程は、中間検査合格証の交付を受ける前に進めてはならない。

エ．特定工程は全国一律で全建築物に同じ内容が指定される。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。工事途中の特定工程で行われる。

イ：誤り。指定された後続工程への進行は制限される。

ウ：適切。指定された後続工程は、中間検査合格証の交付前には施工できない。

エ：誤り。特定行政庁の指定等による。

総合解説：適切。指定された後続工程は、中間検査合格証の交付前には施工できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0016

3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：標準

確認済証交付後の計画変更について、最も適切なものはどれか。

ア．確認済証交付後は、どのような変更でも必ず新規に確認申請をやり直す。

イ．床面積や高さを大幅に増やしても、工事中なら確認手続は不要である。

ウ．計画変更は完了検査後にのみ手続すればよい。

エ．法令で定める軽微な変更該当し、変更後も建築基準関係規定への適合が明らかな場合は、改めて確認を要しないことがある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。軽微な変更には例外がある。

イ：誤り。計画変更確認が必要となり得る。

ウ：誤り。必要な計画変更確認は工事の進行に先立って行う。

エ：適切。一定の軽微な変更は再確認の対象外となる。

総合解説：適切。一定の軽微な変更は再確認の対象外となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0017

3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：標準

国、都道府県又は建築主事を置く市町村等が建築主となる建築物の手続について、最も適切なものはどれか。

ア．通常の確認申請に代わる計画通知の制度があり、建築主事等との所定の手続によって法適合を確認する。

イ．国の建築物は建築基準法の適用を一切受けない。

ウ．計画通知は必ず指定確認検査機関にのみ提出する。

エ．計画通知を行えば、構造・防火等の実体規定には適合しなくてよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。国等の建築物には計画通知の制度が設けられている。

イ：誤り。所定の計画通知等の手続がある。

ウ：誤り。国等の計画通知は建築主事等との手続であり、指定確認検査機関への通常申請とは異なる。

エ：誤り。計画通知でも建築基準関係規定への適合が必要である。

総合解説：適切。国等の建築物には計画通知の制度が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0018

3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：標準

特定建築物等の定期報告制度に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．定期報告は税務署に提出する。

イ．対象となる建築物等の所有者・管理者は、調査・検査結果を特定行政庁へ定期的に報告する。

ウ．確認済証を受けた建築物は全て毎年同一時期に定期報告する。

エ．定期報告は建築物の新築時に一度だけ行う制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。提出先は特定行政庁である。

イ：適切。定期報告は特定行政庁への報告制度である。

ウ：誤り。対象や報告時期は法令・指定により異なる。

エ：誤り。対象建築物等について定期的に行う。

総合解説：適切。定期報告は特定行政庁への報告制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0019 3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：応用

検査済証の交付前に建築物を使用する場合の考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．確認済証があれば、工事中でも無条件で使用できる。

イ．仮使用の可否は施工者が単独で判断できる。

ウ．一定の建築物では、所定の安全性が確保され、特定行政庁等による認定等を受けた場合に仮使用が認められることがある。

エ．仮使用制度は住宅にしか適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。検査済証前の使用には制限がある。

イ：誤り。所定の認定・手続が必要となる。

ウ：適切。検査済証前の使用には仮使用認定等の制度がある。

エ：誤り。対象は住宅に限定されない。

総合解説：適切。検査済証前の使用には仮使用認定等の制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0020 3-1 建築基準法 総則・手続 > 確認・検査・手続 | 難易度：応用

構造計算適合性判定に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．全ての木造住宅は規模にかかわらず構造計算適合性判定を受ける。

イ．適合性判定は完了検査後に行う手続である。

ウ．適合性判定を受ければ建築確認は不要になる。

エ．所定の構造計算を行う一定の建築物について、建築確認とは別に都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による判定が必要となる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。対象は構造・規模・計算方法等によって定まる。

イ：誤り。建築確認段階の構造計算審査に係る。

ウ：誤り。適合性判定は建築確認に代わる制度ではない。

エ：適切。一定の構造計算について第三者的な適合性判定が組み込まれている。

総合解説：適切。一定の構造計算について第三者的な適合性判定が組み込まれている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0021

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：基礎

既存不適格建築物に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築時には適法であった建築物が、その後の法令改正等により現行規定に適合しなくなった場合、一定の範囲で既存不適格として扱われる。
- イ．完成時から違法であった建築物も既存不適格と呼ぶ。
- ウ．既存不適格建築物は将来の増築・改築でも現行法を一切適用されない。
- エ．既存不適格は建物用途だけに關する制度で、構造・防火には関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。法改正等によって不適合となった既存建築物には適用除外・緩和が設けられる。
イ：誤り。違反建築物と既存不適格建築物は区別される。
ウ：誤り。増改築等では現行規定の適用や遡及が問題となる。
エ：誤り。構造・防火等の各規定でも問題となる。
総合解説：適切。法改正等によって不適合となった既存建築物には適用除外・緩和が設けられる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0022

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：基礎

既存不適格建築物の増築等に関する考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．増築部分だけが現行法に適合すれば、既存部分は常に一切審査されない。
- イ．増築等を行うと現行基準への適合が求められる範囲が生じるが、工事内容や規模等に応じて遡及適用を合理化する規定もある。
- ウ．増築すると既存建築物全体を必ず新築と同一基準に即時適合させなければならない。
- エ．既存不適格建築物は増築そのものが法律上禁止される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。既存部分にも遡及適用が及ぶ場合がある。
イ：適切。既存部分への遡及適用は一律ではなく、法令上の緩和・合理化規定を確認する。
ウ：誤り。遡及適用には各種の緩和・合理化がある。
エ：誤り。所定の基準・手続に適合すれば増築は可能である。
総合解説：適切。既存部分への遡及適用は一律ではなく、法令上の緩和・合理化規定を確認する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0023

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：基礎

既存不適格建築物の全体計画認定制度について、最も適切なものはどれか。

ア．認定を受ければ最終的にも現行基準に適合させる必要がない。

イ．新築建築物だけを対象とする制度である。

ウ．複数の工事に分けて段階的に改修する場合、全体計画について認定を受けることで、計画に沿った段階的な法適合化が可能となる。

エ．工事を分割する場合は全体計画の内容を示さなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。認定された全体計画に従って最終的な適合化を図る制度である。

イ：誤り。既存不適格建築物の段階改修等に関係する。

ウ：適切。大規模な既存建築物などの段階改修を可能にする制度である。

エ：誤り。全体計画の認定が前提となる。

総合解説：適切。大規模な既存建築物などの段階改修を可能にする制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0024

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：標準

建築物の用途変更に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．用途変更は建築工事を伴わなければ建築基準法の手続対象にならない。

イ．用途変更は床面積にかかわらず全て確認不要である。

ウ．用途変更の確認対象は住宅から事務所への変更だけに限られる。

エ．特殊建築物の一定の用途へ変更し、その用途に供する部分の床面積が200㎡を超える場合などには、用途変更の確認手続が必要となることがある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。工事を伴わなくても用途変更自体が手続対象となる場合がある。

イ：誤り。特殊建築物への用途変更等では確認対象となる。

ウ：誤り。対象は法令で定める特殊建築物の用途等による。

エ：適切。用途変更でも用途・規模により確認手続の対象となる。

総合解説：適切。用途変更でも用途・規模により確認手続の対象となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0025

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：標準

用途変更の確認手続に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．法令で定める類似の用途相互間の変更については、用途変更の確認手続が不要となる場合がある。

イ．用途が少しでも変われば必ず新築と同じ確認申請が必要である。

ウ．類似用途の判定は建築主が自由に決められる。

エ．類似用途間の変更なら、防火・避難などの実体規定も一切適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。用途が類似するものとして政令で定められた範囲には確認手続の例外がある。

イ：誤り。類似用途間には例外がある。

ウ：誤り。法令で定める用途区分に従う。

エ：誤り。確認手続の要否と実体規定の適用は別問題である。

総合解説：適切。用途が類似するものとして政令で定められた範囲には確認手続の例外がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0026

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：標準

既存建築物の用途変更に関する考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．用途変更では用途地域の制限だけを確認すればよく、単体規定は関係しない。

イ．用途変更により、避難・防火・内装・設備など新しい用途に応じた規定への適合が必要になる場合がある。

ウ．用途変更により、変更後用途の防火規定は適用されない。

エ．用途変更を届け出れば、既存の避難施設は用途にかかわらずそのまま使える。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。避難・防火等の単体規定も関係する。

イ：適切。用途変更では変更後用途に対応する安全・衛生規定が問題となる。

ウ：誤り。工事の有無だけで実体規定の適用がなくなるわけではない。

エ：誤り。変更後用途に必要な規定適合を確認する必要がある。

総合解説：適切。用途変更では変更後用途に対応する安全・衛生規定が問題となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0027

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：標準

建築物を一時的に別用途で使用する場合の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア．期間が1日でも短ければ、どの用途変更も自由に行える。

イ．一時用途変更の判断は消防署だけが行い、建築基準法上の許可は不要である。

ウ．安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして特定行政庁の許可を受けた場合、一定の規定が適用除外となることがある。

エ．許可を受けても安全・防火・衛生上の支障は考慮されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。期間だけで無条件に適用除外とはならない。

イ：誤り。建築基準法上、特定行政庁の許可が問題となる。

ウ：適切。一時的な用途変更には特定行政庁の許可を前提とする特例がある。

エ：誤り。特例は安全等に支障がないことが前提である。

総合解説：適切。一時的な用途変更には特定行政庁の許可を前提とする特例がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0028

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：標準

既存建築物を用途変更する際の現行法適合について、最も適切なものはどれか。

ア．用途変更をすると必ず建築物全体が新築扱いになる。

イ．既存不適格建築物は用途変更しても現行法の適用を一切受けない。

ウ．用途変更では建築基準法第3条の適用除外だけ確認すれば十分である。

エ．用途変更したという理由だけで建築物全体の全ての規定を新築同様に一律遡及適用するのではなく、用途変更準用される規定や既存不適格の特例を個別に確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。用途変更準用される規定・特例に基づき判断する。

イ：誤り。用途変更により適用される規定がある。

ウ：誤り。第87条等を含む用途変更の適用関係を確認する必要がある。

エ：適切。用途変更時の適用関係は法令ごとに整理する必要がある。

総合解説：適切。用途変更時の適用関係は法令ごとに整理する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0029

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：応用

既存建築物の維持保全に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。
- イ．検査済証を受けた後は、維持保全に関する法的責務はなくなる。
- ウ．維持保全義務は設計者だけに課される。
- エ．維持保全の対象は構造だけで、建築設備は含まれない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。建築基準法は建築後の維持保全についても責務を定めている。

イ：誤り。建築後も維持保全の責務がある。

ウ：誤り。所有者・管理者・占有者に関する規定である。

エ：誤り。敷地、構造及び建築設備が対象となる。

総合解説：適切。建築基準法は建築後の維持保全についても責務を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0030

3-1 建築基準法 総則・手続 > 既存建築物・用途変更・適用関係 | 難易度：応用

近年の建築基準法改正による既存建築物の取扱いについて、最も適切なものはどれか。

- ア．既存建築物の増築時は、近年の改正で全ての遡及適用が廃止された。
- イ．既存不適格建築物の増築等に伴う現行基準の遡及適用について、一定の工事では合理化・緩和が拡充されている。
- ウ．改正は新築建築物だけを対象とし、既存建築物には関係しない。
- エ．既存建築物では安全性を確認する必要がなくなった。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。遡及適用そのものが全廃されたわけではない。

イ：適切。2024年施行改正などで既存建築ストック活用を促す遡及適用の合理化が行われた。

ウ：誤り。既存不適格建築物の増築等に関する合理化も含まれる。

エ：誤り。安全性を確保しつつ合理化する改正である。

総合解説：適切。2024年施行改正などで既存建築ストック活用を促す遡及適用の合理化が行われた。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0031

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：基礎

住宅の居室に必要な採光に有効な開口部について、特例を考慮しない原則的な説明として最も適切なものはどれか。

- ア．床面積の20分の1以上であれば採光規定を満たす。
- イ．居室の用途を問わず、全て床面積の2分の1以上必要である。
- ウ．採光に有効な部分の面積を、原則として居室床面積の7分の1以上確保する。
- エ．住宅の居室には採光規定はなく、照明設備だけでよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：20分の1は換気上の開口部で現れる基準であり、住宅居室の原則的な採光基準ではない。
イ：誤り。そのような一律基準ではない。
ウ：適切。住宅の居室の採光は原則として床面積の7分の1以上が基本である。
エ：誤り。原則として採光に有効な開口部が求められる。
総合解説：適切。住宅の居室の採光は原則として床面積の7分の1以上が基本である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0032

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：基礎

採光に有効な開口部面積の算定について、最も適切なものはどれか。

- ア．窓のガラス面積がそのまま必ず採光有効面積となる。
- イ．窓の方位だけで採光有効面積が決まり、隣地との距離は関係しない。
- ウ．採光補正係数は全ての用途地域で常に1.0である。
- エ．窓の実面積だけでなく、用途地域や隣地境界等との関係に応じた採光補正係数を考慮して有効面積を算定する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。位置条件等による補正を考慮する。
イ：誤り。隣地境界等との関係が算定に影響する。
ウ：誤り。条件により異なる。
エ：適切。採光有効面積は開口部面積に採光補正係数を乗じるなどして算定する。
総合解説：適切。採光有効面積は開口部面積に採光補正係数を乗じるなどして算定する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0033 3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：基礎

居室の自然換気に関する原則的な基準として、最も適切なものはどれか。

- ア．換気有効な窓その他の開口部の面積は、原則として居室床面積の20分の1以上とする。
- イ．床面積の7分の1以上とする。
- ウ．床面積の100分の1以上であればよい。
- エ．開口部面積に関係なく、居室には換気規定はない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。自然換気を確保する場合の原則的な開口部基準である。

イ：7分の1は住宅居室の採光で現れる代表的基準であり、一般の換気開口部基準ではない。

ウ：誤り。原則的な換気基準として不足する。

エ：誤り。居室には換気に関する規定がある。

総合解説：適切。自然換気を確保する場合の原則的な開口部基準である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0034 3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：標準

居室の換気について、最も適切なものはどれか。

- ア．換気窓が不足する居室は、用途にかかわらず建築できない。
- イ．自然換気に必要な開口部を確保できない場合でも、法令に適合する換気設備を設けることで基準を満たせる場合がある。
- ウ．機械換気設備を設けても、自然換気の開口部基準は必ず同時に満たさなければならない。
- エ．換気設備の性能は建築基準法の対象外である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。換気設備による方法がある。

イ：適切。換気設備による代替が認められている。

ウ：誤り。法令上の換気設備で代替できる場合がある。

エ：誤り。技術的基準が定められている。

総合解説：適切。換気設備による代替が認められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0035

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：標準

火を使用する設備又は器具を設けた室の換気について、最も適切なものはどれか。

ア．窓があれば、火気使用室の換気設備は用途や器具に関係なく常に不要である。

イ．換気設備は臭気対策だけを目的とし、燃焼安全とは関係しない。

ウ．調理室など一定の火気使用室には、燃焼ガスを排出するため法令に適合する換気設備が必要となる場合がある。

エ．火気使用室の換気規定は屋外の厨房にしか適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。火気使用室には別途の換気設備規定がある。

イ：誤り。不完全燃焼や燃焼ガス排出等の安全にも関係する。

ウ：適切。火気使用室には用途・設備に応じた換気設備規定がある。

エ：誤り。建築物内の調理室等が主要な対象となる。

総合解説：適切。火気使用室には用途・設備に応じた換気設備規定がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0036

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：標準

ホルムアルデヒド対策に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．ホルムアルデヒド対策は住宅だけに適用され、事務所等には一切関係しない。

イ．内装材がF Ⅱであれば、どの建築物でも換気設備は必ず不要になる。

ウ．ホルムアルデヒド規制は建築設備ではなく都市計画区域の用途制限である。

エ．居室を有する建築物では、建材の使用制限とともに、原則として機械換気設備等による必要換気量を確保する規定がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。住宅以外の居室にも関連する。

イ：誤り。材料規制と換気設備規定は別に確認する。

ウ：誤り。室内空気環境に関する単体規定である。

エ：適切。建材規制と換気設備がシックハウス対策の柱となる。

総合解説：適切。建材規制と換気設備がシックハウス対策の柱となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0037

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：標準

居室の天井の高さについて、最も適切なものはどれか。

ア：居室の天井高さは原則2.1m以上とし、高さが異なる部分がある場合は平均高さによって判断する。

イ：居室の天井高さは用途を問わず1.8m以上でよい。

ウ：天井高さに法令上の最低基準はない。

エ：勾配天井では最も低い部分だけで2.1m以上かを判定する。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。居室の天井高さには2.1m以上の基準があり、部分ごとに異なる場合は平均で算定する。

イ：誤り。原則2.1m以上である。

ウ：誤り。居室には最低高さ基準がある。

エ：誤り。高さが異なる場合には平均高さを用いる。

総合解説：適切。居室の天井高さには2.1m以上の基準があり、部分ごとに異なる場合は平均で算定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0038

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：標準

建築物の階段の幅、蹴上げ、踏面に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア：全ての建築物で階段寸法は同一である。

イ：階段の用途や利用者、建築物の用途等に応じて、必要な幅・蹴上げ・踏面の基準が異なる。

ウ：階段の幅だけが法令で定められ、蹴上げ・踏面は自由である。

エ：住宅の階段が最も厳しい幅員基準を常に受ける。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。用途等によって基準が異なる。

イ：適切。住宅、学校、劇場等で要求寸法は同一ではない。

ウ：誤り。蹴上げ・踏面にも基準がある。

エ：誤り。用途・規模によってより厳しい基準が適用される建築物がある。

総合解説：適切。住宅、学校、劇場等で要求寸法は同一ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0039

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：応用

階段の安全に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．階段の手すりは高齢者施設にだけで必要で、一般建築物には不要である。
- イ．手すりを設けると階段幅の算定から必ず全幅を除外できる。
- ウ．階段には、法令上の例外を除き、手すりを設けることが求められる。
- エ．階段の手すりは内装制限の一種である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。建築基準法上も一般的な手すり規定がある。
イ：誤り。手すりの突出寸法等に応じた算定規定がある。
ウ：適切。階段の安全確保のため手すりに関する規定がある。
エ：誤り。主として転落・通行安全に関する一般構造規定である。
総合解説：適切。階段の安全確保のため手すりに関する規定がある。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0040

3-2 建築基準法 単体規定 > 一般構造・採光・換気・衛生 | 難易度：応用

敷地の衛生・排水に関する建築基準法上の考え方として、最も適切なものはどれか。

- ア．敷地内排水は公共下水道がある地域だけの問題である。
- イ．雨水は敷地内に滞留させるほど法令上望ましい。
- ウ．敷地の排水は建築基準法ではなく構造計算だけで扱う。
- エ．敷地内に雨水や汚水が滞留して衛生上支障を生じないよう、地盤の高さや排水設備等に必要な措置を講じる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。敷地の衛生・排水は下水道の有無だけで決まらない。
イ：誤り。衛生上支障となる滞留を防ぐ必要がある。
ウ：誤り。敷地の衛生に関する規定がある。
エ：適切。敷地の衛生・安全を保つため排水等の措置が求められる。
総合解説：適切。敷地の衛生・安全を保つため排水等の措置が求められる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0041

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：基礎

2025年4月施行の改正後、木造建築物の構造計算が必要となる規模の見直しについて、最も適切なものはどれか。

ア．構造計算が必要となる木造建築物の規模は、延べ面積500㎡超から300㎡超へ引き下げられた。

イ．500㎡超から1,000㎡超へ引き上げられた。

ウ．延べ面積に関係なく全木造建築物で保有水平耐力計算が必須となった。

エ．この改正は2026年1月1日時点でも未施行である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。改正により構造計算対象となる木造建築物の規模が拡大した。

イ：誤り。対象は縮小ではなく拡大した。

ウ：誤り。構造・規模に応じた計算方法がある。

エ：誤り。2025年4月1日に施行済みである。

総合解説：適切。改正により構造計算対象となる木造建築物の規模が拡大した。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0042

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：基礎

構造耐力上主要な部分に使用する指定建築材料について、最も適切なものはどれか。

ア．施工者が強度に問題ないと判断すれば、品質規格や認定は一切不要である。

イ．所定のJIS・JASに適合するもの、又は国土交通大臣の認定を受けたもの等、法令で定める品質を満たす必要がある。

ウ．指定建築材料の規定は内装仕上材だけに適用される。

エ．外国製材料は一律使用禁止である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。指定建築材料には法令上の品質要件がある。

イ：適切。指定建築材料には品質基準が定められている。

ウ：誤り。木材・コンクリート等の構造材料にも関係する。

エ：誤り。所定の基準・認定等を満たせば使用可能である。

総合解説：適切。指定建築材料には品質基準が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0043

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：基礎

固定荷重の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア．建物用途だけで決まり、材料の重量は考慮しない。

イ．固定荷重は積雪時だけ作用する荷重である。

ウ．建築物の各部の自重を実況に応じて算定するか、法令で定める単位荷重等を用いて算定する。

エ．固定荷重は地震時には常にゼロとして扱う。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。材料・部材の自重が固定荷重の基礎となる。

イ：誤り。それは積雪荷重である。

ウ：適切。固定荷重は部材・仕上等の自重を基礎として算定する。

エ：誤り。自重は地震力算定にも関係する。

総合解説：適切。固定荷重は部材・仕上等の自重を基礎として算定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0044

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：応用

積載荷重に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．用途が同じなら、全ての構造計算で同じ積載荷重値を用いる。

イ．積載荷重は建築主が任意に小さく設定できる。

ウ．積載荷重は人の重量だけを意味し、家具・物品は含まれない。

エ．同じ用途でも、床設計、柱・基礎の設計、地震力計算など計算対象によって採用する積載荷重の値が異なる場合がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。対象部位・計算目的により値が異なる。

イ：誤り。実況又は法令で定める値による。

ウ：誤り。人や物品等による荷重を含む。

エ：適切。施行令の積載荷重表は計算対象に応じて値が区分される。

総合解説：適切。施行令の積載荷重表は計算対象に応じて値が区分される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0045

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：標準

積雪荷重の算定に関する基本的な考え方として、最も適切なものはどれか。

ア．垂直積雪量と積雪の単位荷重等を基礎として算定し、地域条件や屋根形状等に応じた規定を確認する。

イ．全国一律に同じ積雪深を用いる。

ウ．屋根勾配は積雪荷重の扱いに一切影響しない。

エ．積雪荷重は地震力の計算にのみ用い、鉛直荷重には用いない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。積雪荷重は地域の積雪条件と単位荷重を基礎に算定する。

イ：誤り。地域によって垂直積雪量が異なる。

ウ：誤り。法令上、屋根形状等に応じた取扱いがある。

エ：誤り。積雪は鉛直荷重として構造設計に用いる。

総合解説：適切。積雪荷重は地域の積雪条件と単位荷重を基礎に算定する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0046

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：標準

風圧力の算定について、最も適切なものはどれか。

ア．建築物の高さにかかわらず全国一律の風圧力を用いる。

イ．速度圧と風力係数を基礎として算定し、建築物の高さや周辺の地表面粗度等が速度圧に影響する。

ウ．風力係数は建築物の形状と無関係である。

エ．風圧力は木造建築物にだけ適用される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。高さ・地域・周辺条件等が影響する。

イ：適切。風圧力は速度圧と風力係数等に基づき算定される。

ウ：誤り。形状や部位によって異なる。

エ：誤り。構造種別を問わず必要に応じて考慮する。

総合解説：適切。風圧力は速度圧と風力係数等に基づき算定される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0047

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：標準

建築物の地震力に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．全ての構造計算で標準せん断力係数は0.1固定である。
- イ．必要保有水平耐力の算定では標準せん断力係数0.2以下とする。
- ウ．許容応力度等計算に用いる標準せん断力係数は原則0.2以上等とし、必要保有水平耐力算定時には1.0以上を用いる。
- エ．標準せん断力係数は積雪荷重のみに用いる係数である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。計算方法に応じた下限が定められている。
イ：誤り。必要保有水平耐力算定では1.0以上が基本である。
ウ：適切。計算段階によって標準せん断力係数の下限が異なる。
エ：誤り。地震力算定の係数である。
総合解説：適切。計算段階によって標準せん断力係数の下限が異なる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0048

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：標準

木材の繊維方向の短期（積雪時を除く）圧縮許容応力度について、原則的な関係として最も適切なものはどれか。

- ア．基準強度に3分の1を乗じた値を用いる。
- イ．基準強度の2倍を用いる。
- ウ．木材の許容応力度は樹種や品質に関係なく一定である。
- エ．木材の種類・品質に応じた圧縮基準強度に3分の2を乗じた値を用いる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。3分の1はここでの短期圧縮の原則値ではない。
イ：誤り。基準強度を超える値をこのように設定しない。
ウ：誤り。木材の種類・品質によって基準強度が異なる。
エ：適切。短期圧縮許容応力度は基準強度に3分の2を乗じるのが原則である。
総合解説：適切。短期圧縮許容応力度は基準強度に3分の2を乗じるのが原則である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0049

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：標準

地盤の許容応力度について、建築基準法施行令上の代表的な取扱いとして最も適切なものはどれか。

ア．密実な砂質地盤では、短期に生ずる力に対する許容応力度として 400kN/m^2 を用いることができる場合がある。

イ．どの地盤でも短期許容応力度は一律 50kN/m^2 である。

ウ．地盤の許容応力度は建築物の構造計算では考慮しない。

エ．砂質地盤は土質にかかわらず短期 800kN/m^2 とする。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。地盤種別に応じた許容応力度の代表値が定められている。

イ：誤り。地盤種別等によって異なる。

ウ：誤り。基礎設計上重要である。

エ：誤り。密実性等を含む地盤条件に応じた値を用いる。

総合解説：適切。地盤種別に応じた許容応力度の代表値が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0050

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：標準

鉄筋コンクリート造の柱の構造規定に関する原則的な説明として、最も適切なものはどれか。

ア．主筋量には法令上の最低基準が一切ない。

イ．柱の主筋の断面積の和には、コンクリート断面積に対する最低割合に関する規定がある。

ウ．柱は主筋を2本設ければ断面積に関係なく適法である。

エ．RC柱の主筋規定は内装制限の一部である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。最低割合等の規定がある。

イ：適切。RC柱では主筋量に最低基準が設けられている。

ウ：誤り。本数・断面積等の規定を確認する必要がある。

エ：誤り。構造強度に関する規定である。

総合解説：適切。RC柱では主筋量に最低基準が設けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0051

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：応用

建築物の基礎に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．地盤が弱くても上部構造が軽ければ、基礎を設けなくてよい。

イ．基礎の安全性は地震時を考慮しなくてよい。

ウ．基礎は、建築物に作用する荷重を安全に地盤へ伝達し、沈下や転倒等に対して構造耐力上安全なものとする必要がある。

エ．地盤調査結果は基礎形式の選定に関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。建築物には構造上安全な基礎が必要である。

イ：誤り。必要な外力に対する安全性を確認する。

ウ：適切。基礎設計は地盤条件と上部構造荷重の双方を踏まえる。

エ：誤り。地盤の支持力・沈下特性等は基礎設計に重要である。

総合解説：適切。基礎設計は地盤条件と上部構造荷重の双方を踏まえる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0052

3-2 建築基準法 単体規定 > 構造強度・荷重 | 難易度：応用

建築基準法上の構造安全性の確認方法について、最も適切なものはどれか。

ア．全ての建築物で必ず限界耐力計算だけを用いる。

イ．構造計算は鉄骨造だけに必要で、RC造には不要である。

ウ．保有水平耐力計算は固定荷重しか扱わない。

エ．建築物の構造・規模等に応じて、許容応力度等計算、保有水平耐力計算、限界耐力計算など複数の方法が用意されている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。構造・規模等に応じ複数の計算方法がある。

イ：誤り。RC造等でも規模等により構造計算が必要となる。

ウ：誤り。地震時の水平耐力等を確認する計算である。

エ：適切。構造安全性の確認方法は一つに限定されていない。

総合解説：適切。構造安全性の確認方法は一つに限定されていない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0053

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：基礎

「特定天井」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。
- イ．石こうボードを使用した天井は全て特定天井である。
- ウ．屋外に設ける庇だけを特定天井という。
- エ．特定天井とは耐火建築物の天井全般をいう。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。大規模空間等で脱落時の危険が大きい天井を対象とする概念である。

イ：誤り。材料だけで一律に特定天井とはならない。

ウ：誤り。特定天井は建築物内の天井等の脱落危険に関する規定である。

エ：誤り。耐火建築物かどうかだけで決まらない。

総合解説：適切。大規模空間等で脱落時の危険が大きい天井を対象とする概念である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0054

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：基礎

「特定防火設備」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．煙を感知して自動閉鎖する設備であれば、耐火性能に関係なく全て特定防火設備である。
- イ．通常の火災による火熱が加えられた場合に、所定時間、加熱面以外の面に火炎を出さない等の高い遮炎性能を有する防火設備である。
- ウ．防火設備と特定防火設備は法令上全く同じ意味である。
- エ．特定防火設備は屋外の消火栓だけを指す。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。自動閉鎖機能だけが定義ではない。

イ：適切。特定防火設備は防火設備のうち、より高い遮炎性能等が要求される。

ウ：誤り。要求性能・使用箇所等が区分される。

エ：誤り。防火戸・防火シャッター等の開口部防火設備が中心である。

総合解説：適切。特定防火設備は防火設備のうち、より高い遮炎性能等が要求される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0055

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：基礎

耐火建築物の主要構造部に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．耐火建築物では外壁だけ耐火構造とすればよく、柱・はり・床は自由である。

イ．耐火性能は建築物の用途や階数に関係なく常に同じ時間である。

ウ．火災が終了するまで倒壊・延焼等を防止するため、用途や階数等に応じた耐火性能を有する構造とする。

エ．耐火建築物は内装材を全て木材にすることを禁止する用語である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。主要構造部全体について所定の性能が求められる。

イ：誤り。要求耐火時間等は条件によって異なる。

ウ：適切。主要構造部には火災継続中の構造安定性・遮炎性等が求められる。

エ：誤り。主要構造部等の耐火性能に関する概念である。

総合解説：適切。主要構造部には火災継続中の構造安定性・遮炎性等が求められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0056

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：基礎

防火区画の目的として、最も適切なものはどれか。

ア．構造計算における固定荷重を小さくするために設ける。

イ．採光面積を増やすために設ける。

ウ．容積率を緩和するためだけに設ける。

エ．火災や煙の拡大を一定範囲に抑え、避難・消火活動の安全性を高める。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。防火区画の主目的は火災・煙の拡大防止である。

イ：誤り。採光規定とは別である。

ウ：誤り。防火安全上の区画である。

エ：適切。面積区画・縦穴区画・異種用途区画等により火災拡大を抑制する。

総合解説：適切。面積区画・縦穴区画・異種用途区画等により火災拡大を抑制する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0057

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：標準

内装制限に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．一定の特殊建築物や火気使用室等について、壁・天井の室内に面する仕上げに難燃・準不燃・不燃材料等を用いることで火災の初期拡大を抑制する。
- イ．内装制限は外壁の構造耐力だけを規制する。
- ウ．内装制限を受ける建築物では、家具も全て不燃材料でなければならない。
- エ．内装制限は用途・規模に関係なく全ての住宅に同一内容で適用される。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。内装制限は内装の燃焼を抑えて避難安全性を確保する制度である。

イ：誤り。室内に面する仕上げ材料等を規制する。

ウ：誤り。建築物の壁・天井等の仕上げが中心で、家具一般を直接規制するものではない。

エ：誤り。対象用途・規模・構造等により適用が異なる。

総合解説：適切。内装制限は内装の燃焼を抑えて避難安全性を確保する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0058

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：標準

石こうボードの防火材料区分に関する代表的な基準として、最も適切なものはどれか。

- ア．石こうボードは厚さに関係なく全て不燃材料である。
- イ．所定の原紙厚の石こうボードでは、厚さ9mm以上が準不燃材料、厚さ7mm以上が難燃材料として扱われるものがある。
- ウ．厚さ5mmの一般石こうボードは必ず準不燃材料である。
- エ．石こうボードには防火材料としての法令上の区分がない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。厚さ・仕様により区分が異なる。

イ：適切。材料の厚さ・原紙条件に応じた防火材料区分が定められている。

ウ：誤り。代表的な準不燃基準はより厚い仕様である。

エ：誤り。告示等で防火材料としての仕様が定められている。

総合解説：適切。材料の厚さ・原紙条件に応じた防火材料区分が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0059

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：標準

居室の各部分から直通階段までの歩行距離に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．全ての建築物で一律20m以下である。

イ．歩行距離は平面上の直線距離で測り、実際の避難経路は考慮しない。

ウ．建築物の用途、主要構造部の防火性能、階などの条件に応じて許容される歩行距離が異なる。

エ．直通階段までの歩行距離には法令上の制限がない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。条件によって異なる。

イ：誤り。実際の歩行経路に沿って算定する。

ウ：適切。避難距離は用途・構造・階等に応じて定められる。

エ：誤り。避難安全上の重要な制限がある。

総合解説：適切。避難距離は用途・構造・階等に応じて定められる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0060

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：標準

2以上の直通階段を設ける必要性について、最も適切なものはどれか。

ア．2以上の直通階段は高さ31mを超える建築物だけに必要である。

イ．階段が広ければ、2以上必要な場合でも1か所でもよい。

ウ．共同住宅では規模にかかわらず必ず直通階段は1か所だけとする。

エ．用途、階、居室や売場等の床面積などが一定の条件に該当すると、避難経路を複数確保するため2以上の直通階段が必要となる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。用途・階・床面積等によって低い建築物でも必要となる。

イ：誤り。必要数の規定は単なる幅員だけでは代替できない。

ウ：誤り。条件により2以上が必要となる。

エ：適切。火災時の避難経路冗長性確保のため条件に応じて複数階段を要求する。

総合解説：適切。火災時の避難経路冗長性確保のため条件に応じて複数階段を要求する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0061

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：標準

非常用の照明装置に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．停電時にも居室や避難経路で避難に必要な照度を確保するため、一定の建築物に予備電源を備えた非常用照明を設ける。

イ．通常時の演出照明を明るくするための設備である。

ウ．非常用照明は屋外駐車場だけに設ける。

エ．予備電源は不要で、常用電源だけでよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。非常時の避難安全確保を目的とする。

イ：誤り。停電・火災時等の避難安全が目的である。

ウ：誤り。建築物内の対象居室・通路等に設ける。

エ：誤り。停電時にも点灯できる予備電源等が必要である。

総合解説：適切。非常時の避難安全確保を目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0062

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：標準

排煙設備に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．排煙設備は全ての建築物の全ての室に必要である。

イ．一定の居室・廊下等では排煙設備が必要だが、耐火構造等で小区画するなど法令上の条件を満たせば設置を要しない場合がある。

ウ．排煙設備の免除は窓の有無に関係なく建築主の判断で決められる。

エ．排煙設備は給水設備の一種である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。用途・規模・構造等により対象が定まる。

イ：適切。排煙設備には対象と例外・免除規定がある。

ウ：誤り。法令上の条件を満たす必要がある。

エ：誤り。火災時の煙を排出する防災設備である。

総合解説：適切。排煙設備には対象と例外・免除規定がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0063

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：標準

非常用エレベーターに関する原則的な記述として、最も適切なものはどれか。

ア．高さ20mを超える全ての住宅に必ず非常用エレベーターが必要である。

イ．非常用エレベーターは消防法だけの設備で、建築基準法には規定がない。

ウ．高さ31mを超える建築物には、法令上の除外条件に該当する場合を除き、非常用エレベーターを設ける必要がある。

エ．非常用エレベーターは通常時に使用してはならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。原則的な高さ基準は31m超で、除外規定もある。

イ：誤り。建築基準法施行令に設置・構造規定がある。

ウ：適切。高さ31mが代表的な設置判定基準である。

エ：誤り。通常用として兼用されることもある。

総合解説：適切。高さ31mが代表的な設置判定基準である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0064

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：応用

非常用エレベーターの乗降ロビーの床面積について、最も適切なものはどれか。

ア．1基について4㎡以上でよい。

イ．1基について8㎡以上でよい。

ウ．面積基準はなく、幅だけ2m以上あればよい。

エ．原則として、非常用エレベーター1基について10㎡以上を確保する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。必要面積として不足する。

イ：誤り。代表基準は10㎡以上である。

ウ：誤り。床面積基準がある。

エ：適切。非常用エレベーター乗降ロビーは1基につき10㎡以上が基本である。

総合解説：適切。非常用エレベーター乗降ロビーは1基につき10㎡以上が基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0065

3-2 建築基準法 単体規定 > 防火・避難・内装・設備 | 難易度：応用

給水管、配電管その他の管が防火区画を貫通する場合の措置として、最も適切なものはどれか。
ア．貫通部から火炎や煙が伝播しないよう、管の材質・周囲の充填等について法令に適合する防火措置を講じる。
イ．配管が細ければ材質や貫通処理を一切考慮しなくてよい。
ウ．防火区画を貫通する部分は開口したままにして換気を確保する。
エ．貫通処理は給水管だけに必要で、電線管等には関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。防火区画の性能を損なわない貫通処理が必要である。
イ：誤り。管径や材質等に応じて法令上の措置を確認する。
ウ：誤り。区画性能を維持する防火処理が必要である。
エ：誤り。給水管・配電管その他の管が対象となる。
総合解説：適切。防火区画の性能を損なわない貫通処理が必要である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0066

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：基礎

都市計画区域等における建築基準法上の「道路」の幅員について、原則的な記述として最も適切なものはどれか。
ア．原則として幅員2m以上であれば全て道路となる。
イ．原則として幅員4m以上のものを道路として扱う。
ウ．原則として幅員6m以上でなければ道路ではない。
エ．道路幅員は建築基準法では規定されていない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。原則的な幅員は4m以上である。
イ：適切。法42条の道路は原則4m以上が基本である。
ウ：誤り。6mは位置指定道路等の一部論点で出るが、道路一般の原則幅員ではない。
エ：誤り。道路の定義に幅員要件がある。
総合解説：適切。法42条の道路は原則4m以上が基本である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0067

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：基礎

幅員4m未満のいわゆる2項道路に接する敷地の道路境界線について、最も適切なものはどれか。

ア．現況道路端がそのまま道路境界線となり、後退は不要である。

イ．道路中心線から1mの線まで後退すればよい。

ウ．原則として道路中心線から水平距離2mの線を道路境界線とみなし、建築物や門・塀等の後退が必要となる。

エ．セットバック部分には建築物を建てられるが、容積率だけ下がる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。2項道路にはセットバックが必要である。

イ：誤り。原則2mである。

ウ：適切。2項道路では中心線から2m後退するのが基本である。

エ：誤り。道路とみなされる部分には建築物等を設けられない。

総合解説：適切。2項道路では中心線から2m後退するのが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0068

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：基礎

建築物の敷地と道路との関係について、原則的な接道義務として最も適切なものはどれか。

ア．道路に0.5m接していればよい。

イ．道路に接していなくても、隣地を通行できれば自動的に適法となる。

ウ．接道義務は用途地域外でしか適用されない。

エ．敷地は建築基準法上の道路に2m以上接しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。原則2m以上必要である。

イ：誤り。原則として法上の道路への接道が必要で、例外は個別要件による。

ウ：誤り。都市計画区域等で適用される。

エ：適切。都市計画区域等では原則2m以上の接道が必要である。

総合解説：適切。都市計画区域等では原則2m以上の接道が必要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0069

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：基礎

位置指定道路に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．道路法等によらず土地を建築物の敷地として利用するため築造する道について、特定行政庁から位置の指定を受けたものは建築基準法上の道路となる。
- イ．私人が造った道は、幅員や指定に関係なく全て建築基準法上の道路となる。
- ウ．位置指定道路は国道に限られる。
- エ．位置指定道路の指定は消防署長が行う。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。位置指定道路は法42条1項5号の道路である。

イ：誤り。位置指定等の要件が必要である。

ウ：誤り。私道として整備されることが多い。

エ：誤り。特定行政庁が位置を指定する。

総合解説：適切。位置指定道路は法42条1項5号の道路である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0070

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：標準

道路内に建築物又は工作物を設けることに関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．道路上空なら構造や用途に関係なく自由に建築できる。
- イ．原則として道路内には建築物等を設けられないが、道路の上空の渡り廊下など一定のものは許可等により認められる場合がある。
- ウ．道路内建築の制限は地下部分だけに適用される。
- エ．学校の渡り廊下は道路上空に絶対に設けられない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。許可や構造基準等が必要となる。

イ：適切。道路内建築には原則禁止と例外許可がある。

ウ：誤り。道路の地上・上空等を含む建築制限である。

エ：誤り。所定の許可・基準により認められる場合がある。

総合解説：適切。道路内建築には原則禁止と例外許可がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0071

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：標準

用途地域に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．用途地域は全国一律で5種類だけである。

イ．用途地域には工業系の区分はない。

ウ．用途地域は住居系、商業系、工業系に区分され、現在は13種類の用途地域がある。

エ．用途地域は建築物の高さだけを定め、用途制限には関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。現在は13種類である。

イ：誤り。準工業・工業・工業専用地域がある。

ウ：適切。田園住居地域を含め13種類である。

エ：誤り。用途制限が主要な機能である。

総合解説：適切。田園住居地域を含め13種類である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0072

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：標準

第一種低層住居専用地域内の建築物用途について、最も適切なものはどれか。

ア．住宅以外の用途を1㎡でも含む建築物は全て禁止される。

イ．大規模なカラオケボックスは住宅兼用なら無制限に建築できる。

ウ．危険物を大量に扱う工場でも住宅と一体なら建築できる。

エ．一定の規模・用途の店舗等を住宅に兼用する兼用住宅は、条件を満たせば建築できる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。一定の兼用住宅等が認められる。

イ：誤り。兼用部分の用途・規模に制限がある。

ウ：誤り。用途制限の対象となる。

エ：適切。低層住居専用地域でも小規模な兼用住宅には許容される用途がある。

総合解説：適切。低層住居専用地域でも小規模な兼用住宅には許容される用途がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0073

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：標準

工業専用地域の用途制限について、最も適切なものはどれか。

ア．工業の利便を増進する地域であり、住宅、学校、病院など工業地として不適切な用途は原則として建築できない。

イ．住宅は規模にかかわらず自由に建築できる。

ウ．全ての工場が禁止される。

エ．用途制限が最も緩い住居系地域である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。工業専用地域は工業専用性が高く、住宅等は制限される。

イ：誤り。住宅は工業専用地域では原則建築できない。

ウ：誤り。工業用途を中心とする地域である。

エ：誤り。住居系ではなく工業系である。

総合解説：適切。工業専用地域は工業専用性が高く、住宅等は制限される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0074

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：標準

準工業地域に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．工場は規模・危険性に関係なく全て建築できる。

イ．住宅や商業施設、一定の工場など幅広い用途が許容されるが、環境を悪化させるおそれの大きい工場等には制限がある。

ウ．住宅は一切建築できない。

エ．商業施設は全て禁止される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。危険性・環境悪化のおそれの大きい工場等は制限される。

イ：適切。準工業地域は用途の幅が広いが無制限ではない。

ウ：誤り。住宅も建築可能である。

エ：誤り。商業用途も広く許容される。

総合解説：適切。準工業地域は用途の幅が広いが無制限ではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0075

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：標準

一つの敷地が二つの用途地域にまたがる場合の用途制限について、最も適切なものはどれか。

ア．建築物の玄関がある側の用途地域だけを適用する。

イ．建築物の各部分にそれぞれ異なる用途制限を常に適用する。

ウ．敷地の過半が属する用途地域の用途制限を敷地全体に適用するのが原則である。

エ．二つの用途地域にまたがる敷地は建築禁止となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。玄関位置ではなく敷地面積の過半で判断する。

イ：誤り。用途制限は敷地全体について過半地域で判断する。

ウ：適切。用途制限は敷地面積の過半が属する地域によるのが原則である。

エ：誤り。法令上の適用ルールがある。

総合解説：適切。用途制限は敷地面積の過半が属する地域によるのが原則である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0076

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：応用

特別用途地区に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．用途地域を廃止して道路幅員だけを定める地区である。

イ．国が全国一律で指定し、地方公共団体は関与しない。

ウ．特別用途地区では建築物の用途を一切規制できない。

エ．用途地域内で、地域の特性に応じて用途制限を補完するために定める地区で、条例により必要な規制を定めることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。用途制限を補完・強化等する地区である。

イ：誤り。都市計画・条例による地域的運用が中心である。

ウ：誤り。用途規制を補完する制度である。

エ：適切。用途地域の目的を補完する制度である。

総合解説：適切。用途地域の目的を補完する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0077

3-3 建築基準法 集団規定 > 道路・用途地域・用途制限 | 難易度：応用

用途地域内の用途制限と特定行政庁の許可について、最も適切なものはどれか。

ア．原則禁止される用途でも、公益上やむを得ない等の法定要件を満たし、所定の手続・許可を得ることで建築可能となる場合がある。

イ．用途地域で禁止される用途は、いかなる事情があっても例外なく建築できない。

ウ．用途制限の許可は建築主が自ら出せる。

エ．許可を受ければ建蔽率や防火規定も自動的に全て適用除外となる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。用途制限には法48条ただし書許可等の制度がある。

イ：誤り。所定の許可制度がある。

ウ：誤り。特定行政庁等による所定の許可が必要である。

エ：誤り。許可の対象規定と他の規定は別に確認する。

総合解説：適切。用途制限には法48条ただし書許可等の制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0078

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：基礎

建蔽率の定義として、最も適切なものはどれか。

ア．延べ面積の敷地面積に対する割合である。

イ．建築面積の敷地面積に対する割合である。

ウ．床面積の合計に対する建築面積の割合である。

エ．敷地面積に対する道路面積の割合である。

答え・解説

正答：イ

ア：それは容積率の基本的な定義である。

イ：適切。建蔽率 = 建築面積 ÷ 敷地面積である。

ウ：誤り。敷地面積を分母とする。

エ：誤り。道路面積は定義に含まれない。

総合解説：適切。建蔽率 = 建築面積 ÷ 敷地面積である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0079

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：基礎

容積率の定義として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築面積の敷地面積に対する割合である。
- イ．建物高さの道路幅員に対する割合である。
- ウ．容積率算定の基礎となる延べ面積の敷地面積に対する割合である。
- エ．各階の天井高さの合計を敷地面積で割った値である。

答え・解説

正答：ウ

ア：それは建蔽率である。
イ：誤り。容積率の定義ではない。
ウ：適切。容積率＝算定対象延べ面積÷敷地面積である。
エ：誤り。延べ面積を用いる。
総合解説：適切。容積率＝算定対象延べ面積÷敷地面積である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0080

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：基礎

前面道路幅員が12m未満の場合の容積率制限について、最も適切なものはどれか。

- ア．都市計画の指定容積率だけを見ればよく、道路幅員は関係しない。
- イ．前面道路幅員が狭いほど容積率上限は必ず高くなる。
- ウ．道路幅員による制限は建蔽率にだけ適用される。
- エ．都市計画で定められた容積率だけでなく、前面道路幅員に所定の係数を乗じて得た値による制限も受け、原則として小さい方が上限となる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。前面道路幅員が狭い場合には別の上限がある。
イ：誤り。一般に狭いほど道路幅員による上限は低くなる。
ウ：誤り。容積率に直接関係する。
エ：適切。指定容積率と道路幅員による容積率の双方を比較する。
総合解説：適切。指定容積率と道路幅員による容積率の双方を比較する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0081

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：応用

敷地が幅員の異なる複数の道路に接する場合の前面道路幅員による容積率制限について、最も適切なものはどれか。

ア：原則として最も幅員の大きい前面道路を基準にしつつ、一定の条件では他の前面道路幅員を加算して扱う特例もある。

イ：必ず最も狭い道路だけを基準にする。

ウ：道路が二つ以上あると容積率制限はなくなる。

エ：道路幅員は平均値だけを用い、特例はない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。複数道路には幅員算定の特例がある。

イ：誤り。原則は最大幅員の道路を基礎とする。

ウ：誤り。道路幅員による制限は引き続き適用される。

エ：誤り。法令上の算定方法・特例がある。

総合解説：適切。複数道路には幅員算定の特例がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0082

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

敷地が異なる指定容積率の地域にまたがる場合の容積率上限について、最も適切なものはどれか。

ア：用途制限のように敷地の過半地域だけを採用する方法：敷地の過半が属する地域の容積率を敷地全体に適用する。

イ：地域ごとの敷地面積割合で指定容積率を加重平均する方法：各地域に属する敷地部分の面積割合に応じて、それぞれの容積率を加重平均して敷地全体の上限を求める。

ウ：上限を有利側の地域規制へ一本化する方法：最も高い指定容積率だけを敷地全体に適用する。

エ：上限を厳しい側の地域規制へ一本化する方法：最も低い指定容積率だけを敷地全体に適用する。

答え・解説

正答：イ

ア：用途制限とは異なり、容積率は面積按分による。

イ：適切。容積率は地域ごとの敷地面積割合に応じて按分する。

ウ：誤り。地域ごとの面積按分が必要である。

エ：誤り。一律に低い方だけとはしない。

総合解説：適切。容積率は地域ごとの敷地面積割合に応じて按分する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0083

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

敷地が異なる指定建蔽率の地域にまたがる場合の建蔽率上限について、最も適切なものはどれか。

ア．敷地の過半が属する地域の建蔽率だけを適用する。

イ．指定建蔽率の高い方だけを敷地全体に適用する。

ウ．各地域に属する敷地部分の面積割合に応じて、それぞれの建蔽率を加重平均して敷地全体の上限を求める。

エ．二つの地域にまたがる場合は建蔽率100%となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。建蔽率は面積按分が基本である。

イ：誤り。按分が必要である。

ウ：適切。建蔽率も地域ごとの敷地面積割合で按分する。

エ：誤り。そのような規定はない。

総合解説：適切。建蔽率も地域ごとの敷地面積割合で按分する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0084

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

角地等における建蔽率の緩和について、最も適切なものはどれか。

ア．角地であれば指定や条件に関係なく必ず建蔽率が20%増える。

イ．角地の緩和は容積率だけに適用される。

ウ．角地では建蔽率制限そのものがなくなる。

エ．特定行政庁が指定する角地等では、法定の条件を満たす場合に建蔽率の限度へ10分の1を加える緩和がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。特定行政庁の指定等が必要で、緩和幅も異なる。

イ：誤り。建蔽率に関する緩和である。

ウ：誤り。所定の緩和を加える制度である。

エ：適切。一定の角地等には建蔽率10%ポイント相当の緩和がある。

総合解説：適切。一定の角地等には建蔽率10%ポイント相当の緩和がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0085

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

防火地域内の耐火建築物等に対する建蔽率の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．一定の防火性能を有する建築物には、法定条件の下で建蔽率の限度を緩和する規定がある。
- イ．防火地域では建蔽率が必ず半分になる。
- ウ．耐火建築物であっても防火地域内では建蔽率緩和は一切ない。
- エ．この緩和は建築物の高さ制限だけに関係する。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。防火地域内の耐火建築物等には建蔽率緩和がある。

イ：誤り。防火性能に応じて緩和される場合がある。

ウ：誤り。法令上の緩和規定がある。

エ：誤り。建蔽率の限度に関する特例である。

総合解説：適切。防火地域内の耐火建築物等には建蔽率緩和がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0086

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

住宅の地階部分と容積率算定について、最も適切なものはどれか。

- ア．住宅の地下室は面積に関係なく全て容積率算定から除外される。
- イ．住宅の用途に供する地階部分には、住宅部分の床面積合計の3分の1を限度として容積率算定上の延べ面積に算入しない特例がある。
- ウ．地下室の特例は建蔽率算定にのみ適用される。
- エ．地下室は床面積そのものとして計上しない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。不算入には上限がある。

イ：適切。住宅地下室には1/3限度の不算入特例がある。

ウ：誤り。容積率算定上の延べ面積の特例である。

エ：誤り。床面積には算入し、容積率算定上で一定額を不算入とする。

総合解説：適切。住宅地下室には1/3限度の不算入特例がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0087

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：標準

自動車車庫等の床面積の容積率算定上の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア：自動車車庫は全ての床面積を無制限に不算入とできる。

イ：自動車車庫の不算入限度は建築物全体の2分の1である。

ウ：自動車車庫等の部分は、建築物全体の床面積合計の5分の1を限度として容積率算定上の延べ面積に算入しないことができる。

エ：自動車車庫は容積率算定では必ず全て算入する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。限度がある。

イ：誤り。代表的な上限は5分の1である。

ウ：適切。駐車施設等には1/5限度の不算入特例がある。

エ：誤り。不算入特例がある。

総合解説：適切。駐車施設等には1/5限度の不算入特例がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0088

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：応用

エレベーターの昇降路の床面積と容積率算定について、最も適切なものはどれか。

ア：昇降路は各階で必ず容積率算定に全て算入する。

イ：昇降路の不算入は住宅にだけ適用される。

ウ：昇降路を不算入とすると建築面積にも自動的に算入しなくなる。

エ：エレベーターの昇降路部分の床面積は、容積率算定の基礎となる延べ面積に算入しない取扱いがある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。不算入規定がある。

イ：誤り。住宅に限定された制度ではない。

ウ：誤り。容積率算定上の延べ面積と建築面積は別である。

エ：適切。昇降路は容積率算定上の不算入対象である。

総合解説：適切。昇降路は容積率算定上の不算入対象である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0089

3-3 建築基準法 集団規定 > 建蔽率・容積率 | 難易度：応用

省エネルギー性能向上のための設備スペースと容積率算定について、最も適切なものはどれか。

ア．一定の機械室等について、特定行政庁の認定など法令上の要件を満たす場合に容積率算定から除外できる制度がある。

イ．機械室は用途を問わず全て無条件で容積率から除外される。

ウ．省エネ設備スペースの特例は2025年改正で全て廃止された。

エ．容積率特例を使うと防火規定も自動的に免除される。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。省エネ設備導入等を促す容積率特例が整備されている。

イ：誤り。認定・用途・規模等の要件がある。

ウ：誤り。近年はむしろ省エネ・再エネ導入を促進する特例が拡充されている。

エ：誤り。他の規定は別途適合が必要である。

総合解説：適切。省エネ設備導入等を促す容積率特例が整備されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0090

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：基礎

道路斜線制限の主な目的として、最も適切なものはどれか。

ア．敷地内の駐車台数を確保するための制限である。

イ．道路上空の採光・通風・開放性等を確保するため、前面道路との関係で建築物各部分の高さを制限する。

ウ．建築物の構造材料を指定するための制限である。

エ．室内の天井高さを2.1m以上とするための制限である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。高さに関する集団規定である。

イ：適切。道路空間の環境確保を目的とする高さ制限である。

ウ：誤り。材料規定ではない。

エ：誤り。居室天井高さとは別の規定である。

総合解説：適切。道路空間の環境確保を目的とする高さ制限である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0091

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：基礎

前面道路境界線から建築物を後退させた場合の道路斜線制限について、最も適切なものはどれか。

ア．建物を後退させるほど道路斜線制限は必ず厳しくなる。

イ．道路境界から1mmでも後退すれば高さ制限は完全に消滅する。

ウ．一定の後退距離がある場合、道路反対側境界線をその後退距離に応じて外側にあるものとみなす緩和がある。

エ．後退距離は建蔽率の計算だけに使い、高さ制限には関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。後退に応じた緩和がある。

イ：誤り。緩和は後退距離に応じるもので、制限自体が無条件に消えるわけではない。

ウ：適切。セットバックによって道路斜線の起算位置を緩和する制度がある。

エ：誤り。道路斜線緩和に直接関係する。

総合解説：適切。セットバックによって道路斜線の起算位置を緩和する制度がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0092

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：基礎

隣地斜線制限に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．全ての用途地域で同一内容の隣地斜線制限を適用する。

イ．隣地斜線は道路の反対側境界線だけを基準にする。

ウ．隣地斜線は建物用途だけで決まり、用途地域とは関係しない。

エ．第一種・第二種低層住居専用地域や田園住居地域など、絶対高さ制限がある地域では原則として隣地斜線制限を適用しない。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。用途地域により適用の有無・勾配等が異なる。

イ：誤り。それは道路斜線の考え方である。

ウ：誤り。用途地域区分が重要である。

エ：適切。低層系地域では絶対高さ制限等があるため隣地斜線の適用が異なる。

総合解説：適切。低層系地域では絶対高さ制限等があるため隣地斜線の適用が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0093

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：基礎

北側斜線制限に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア：低層住居系地域や一定の中高層住居専用地域等で、北側隣地の日照・採光環境を保護するために適用される。

イ：工業専用地域だけに適用される。

ウ：南側隣地の日照を守るため、南側境界線だけから制限する。

エ：北側斜線は容積率の一種である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。北側隣地への影響を抑える住居系地域の高さ制限である。

イ：誤り。主として住居系地域に適用される。

ウ：誤り。北側隣地側の環境保護を目的とする。

エ：誤り。建築物の高さ制限である。

総合解説：適切。北側隣地への影響を抑える住居系地域の高さ制限である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0094

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：標準

第一種・第二種低層住居専用地域及び田園住居地域における建築物の高さについて、最も適切なものはどれか。

ア：用途や指定に関係なく一律31mまで建築できる。

イ：都市計画で定められた10m又は12mの高さ限度が原則として適用される。

ウ：絶対高さ制限は商業地域だけに適用される。

エ：高さ制限は容積率を満たせば自動的に適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。10m又は12mの絶対高さ限度が基本である。

イ：適切。低層住居系地域等では絶対高さ制限がある。

ウ：誤り。低層住居系地域等に特徴的な規制である。

エ：誤り。容積率とは別個に適用される。

総合解説：適切。低層住居系地域等では絶対高さ制限がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0095 3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：標準

日影による中高層建築物の高さ制限について、最も適切なものはどれか。

ア．夏至日の正午だけの日影面積を全国一律に規制する。

イ．全ての用途地域で条例の指定なしに自動適用される。

ウ．条例で指定された区域において、一定規模以上の建築物が冬至日に周辺へ生じさせる日影時間を規制する。

エ．日影規制は建物内部の採光窓面積だけを規制する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。冬至日の日影時間を基礎とする。

イ：誤り。対象区域は条例で指定される。

ウ：適切。日影規制は周辺居住環境の日照確保を目的とする。

エ：誤り。周辺敷地への日影時間を規制する高さ制限である。

総合解説：適切。日影規制は周辺居住環境の日照確保を目的とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0096 3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：標準

日影規制等で用いる平均地盤面について、最も適切なものはどれか。

ア．敷地内の最も高い一点だけを地盤面とする。

イ．道路中心線の標高を必ず地盤面とする。

ウ．地盤面は建築主が任意に設定できる。

エ．建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面を基準として算定する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。周囲の地面との接する位置の平均で求める。

イ：誤り。道路中心線ではなく建築物周囲の地面との関係で算定する。

ウ：誤り。法令上の算定方法がある。

エ：適切。平均地盤面は建築物周囲の接地位置の平均高さを基礎とする。

総合解説：適切。平均地盤面は建築物周囲の接地位置の平均高さを基礎とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0097

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：標準

天空率に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．所定の天空率計算で周辺環境が斜線制限適合建築物と同等以上と確認できる場合、道路・隣地・北側斜線制限の代替手法として用いることができる。
- イ．天空率を用いれば日影規制や絶対高さ制限も全て自動的に適用されなくなる。
- ウ．天空率は室内の照度を測る指標である。
- エ．天空率を使うには建物高さを必ず10m以下にする必要がある。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。天空率は一定の斜線制限に代わる性能的な高さ規制手法である。

イ：誤り。代替できる規定の範囲は限定される。

ウ：誤り。集団規定の斜線制限に関する指標である。

エ：誤り。そのような一律条件ではない。

総合解説：適切。天空率は一定の斜線制限に代わる性能的な高さ規制手法である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0098

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：標準

地区計画の地区整備計画で定めることができる内容として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築材料のJIS規格番号だけを定める制度である。
- イ．建築物の用途、容積率・建蔽率、壁面位置、高さなど、地区の特性に応じた建築ルールを定めることができる。
- ウ．地区計画では建築物に関する事項を一切定められない。
- エ．全国一律で同じ地区整備計画を国が定める。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。用途・形態等の地区ルールを定める。

イ：適切。地区計画はきめ細かな市街地形成ルールを設定できる。

ウ：誤り。建築物等に関する事項が重要な内容である。

エ：誤り。地域ごとの都市計画として定める。

総合解説：適切。地区計画はきめ細かな市街地形成ルールを設定できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0099

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：応用

建築協定に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．建築協定は国が一方的に全ての土地所有者へ課す制度である。

イ．建築協定では用途に関する基準を定められない。

ウ．一定区域の土地所有者等が、建築物の敷地・位置・構造・用途・形態等について自主的な基準を定め、特定行政庁の認可を受ける制度である。

エ．建築協定は道路交通法上の制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。土地所有者等の合意を基礎とする。

イ：誤り。用途等も対象にできる。

ウ：適切。地域住民等による自主的な建築ルールである。

エ：誤り。建築基準法に基づく制度である。

総合解説：適切。地域住民等による自主的な建築ルールである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0100

3-3 建築基準法 集団規定 > 高さ制限・日影・地区計画等 | 難易度：応用

一団地の総合的設計制度等に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．認定を受けると建築基準法の全規定が適用されなくなる。

イ．一団地認定は一つの建物しかない敷地にだけ適用する。

ウ．認定主体は建築主自身であり行政の認定は不要である。

エ．一団地内の複数建築物について総合的な設計がなされ、特定行政庁の認定を受けた場合、一定の規定の適用上、同一敷地内にあるものとみなす特例がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。特例対象規定の範囲に限られる。

イ：誤り。複数建築物の一体計画が中心である。

ウ：誤り。特定行政庁の認定等が必要である。

エ：適切。複数建築物を一体的に計画するための特例制度である。

総合解説：適切。複数建築物を一体的に計画するための特例制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0101 3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：基礎

建築士が、他人の求めに応じ報酬を得て建築物の設計を業として行おうとする場合の建築士法上の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．建築士事務所を定め、原則として都道府県知事の登録を受ける必要がある。
- イ．建築士免許を有していれば、建築士事務所の登録を受けずに設計を業として行える。
- ウ．報酬を得る場合でも、確認申請を要しない建築物だけを扱うなら事務所登録は不要である。
- エ．設計ではなく工事監理を業として行う場合に限り、事務所登録が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。報酬を得て設計等を業として行う場合は、建築士事務所の登録制度の対象となる。

イ：誤り。建築士免許と建築士事務所登録は別制度である。

ウ：誤り。確認申請の要否だけで事務所登録の要否は決まらない。

エ：誤り。設計も工事監理も事務所登録制度の対象となり得る。

総合解説：建築士法は、設計等を業として行う場合に、建築士個人の免許とは別に建築士事務所の登録を求めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0102 3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：標準

建築士事務所の登録の有効期間に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．登録は一度受ければ永久に有効で、更新制度はない。
- イ．登録の有効期間は5年間であり、継続して業務を行うには更新が必要である。
- ウ．登録の有効期間は3年間で、建築士定期講習と同じ周期で更新する。
- エ．登録の有効期間は10年間で、更新時に管理建築士講習を毎回受ける。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。登録には有効期間がある。

イ：適切。建築士事務所登録の有効期間は5年間である。

ウ：誤り。3年は建築士定期講習の基本周期であり、事務所登録の有効期間とは異なる。

エ：誤り。5年間であり、管理建築士講習も更新のたびに受ける制度ではない。

総合解説：事務所登録の5年と、所属建築士の定期講習の3年を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0103

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：標準

管理建築士となるための要件に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．一級建築士の免許を取得した時点で、業務経験にかかわらず管理建築士になれる。
イ．建築士として1年以上の施工管理経験があれば、管理建築士講習を受けずに管理建築士になれる。
ウ．原則として建築士として3年以上の所定の業務経験を有し、登録講習機関の管理建築士講習を修了する必要がある。
エ．管理建築士になるには、建築士定期講習を毎年受講していることだけが要件である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。免許取得だけでは足りない。
イ：誤り。必要な業務経験は原則3年以上であり、管理建築士講習の修了も必要である。
ウ：適切。管理建築士には所定の実務経験と管理建築士講習の修了が求められる。
エ：誤り。建築士定期講習と管理建築士講習は目的・要件が異なる。
総合解説：管理建築士は事務所業務の技術的事項を総括するため、経験と専用講習が要件とされている。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0104

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：基礎

管理建築士講習と建築士定期講習の関係に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．管理建築士講習は、管理建築士である限り毎年受講しなければならない。
イ．管理建築士講習と建築士定期講習は同一の講習であり、どちらか一方を受講すればよい。
ウ．建築士定期講習は、建築士事務所に所属していない建築士だけに義務付けられる。
エ．管理建築士講習は管理建築士になるための講習で、原則として一度修了すればその資格要件として繰り返し受講する制度ではない。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。毎年受講する制度ではない。
イ：誤り。目的も受講対象も異なる別制度である。
ウ：誤り。定期講習は建築士事務所に所属する建築士が対象である。
エ：適切。管理建築士講習と定期講習は別制度であり、管理建築士講習は管理建築士になるための講習である。
総合解説：管理建築士講習は「管理者になるため」、定期講習は「所属建築士が知識・能力を維持するため」という違いを押さえる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0105

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：標準

建築士事務所に所属する一級建築士の定期講習について、最も適切なものはどれか。

- ア．原則として3年に一度、建築士定期講習を受講する必要がある。
- イ．建築士免許は終身免許なので、事務所所属後も定期講習を受ける必要はない。
- ウ．建築士定期講習は5年に一度で、事務所登録更新と同時に受ける。
- エ．建築士定期講習は毎年受講しなければならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：適切。建築士事務所に所属する建築士には、原則3年ごとの定期講習が義務付けられている。
- イ：誤り。免許の有効性とは別に定期講習制度がある。
- ウ：誤り。事務所登録の5年周期とは異なる。
- エ：誤り。毎年ではない。

総合解説：建築士事務所所属建築士の定期講習は3年周期が基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0106

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：応用

建築士事務所が建築主と設計受託契約を締結しようとする場合の重要事項説明について、最も適切なものはどれか。

- ア．重要事項説明は契約締結後、設計業務が完了するまでに行えばよい。
- イ．契約締結前に、管理建築士その他の当該事務所に所属する建築士に、所定事項を記載した書面を交付して説明させる必要がある。
- ウ．重要事項説明は建築士資格を有しない営業担当者だけで行うことができる。
- エ．重要事項説明は工事請負契約にのみ必要で、設計受託契約には不要である。

答え・解説

正答：イ

- ア：誤り。説明は契約締結前に行う。
- イ：適切。設計又は工事監理の受託契約前に、所属建築士による書面を用いた説明が求められる。
- ウ：誤り。説明を行う主体は管理建築士等の建築士である。
- エ：誤り。設計受託契約も対象である。

総合解説：重要事項説明は、契約内容や履行方法を建築主が理解した上で契約できるようにする事前手続である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0107

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：標準

管理建築士の職務として、建築士法上、最も適切なものはどれか。

- ア．事務所の法人税申告や資金調達など、経営上の全事項を法定職務として単独で決定する。
- イ．都道府県知事に代わって建築士事務所の登録処分を行う。
- ウ．受託可能な業務量・難易・必要期間の設定や、担当する建築士等の選定・配置など、事務所業務の技術的事項を総括する。
- エ．建築確認の可否を建築主事に代わって最終決定する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。税務・資金調達一般が管理建築士の法定技術職務ではない。

イ：誤り。事務所登録は行政庁等の所管である。

ウ：適切。管理建築士は業務量、担当者の選定・配置、提携範囲など技術的事項を総括する。

エ：誤り。確認処分を行う権限はない。

総合解説：管理建築士は「事務所の技術的品質を統括する者」と理解するとよい。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0108

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：基礎

建築士事務所の開設者と管理建築士が異なる場合、管理建築士が事務所業務を適切に行うため必要な意見を述べたときの取扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．開設者は、管理建築士の意見を法的に一切考慮する必要がない。
- イ．管理建築士の意見は、都道府県知事の承認がなければ開設者に伝えることができない。
- ウ．管理建築士は開設者と異なる場合、技術的事項について意見を述べてはならない。
- エ．開設者は、その意見を尊重しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。意見尊重の規定がある。

イ：誤り。そのような行政庁の事前承認は要しない。

ウ：誤り。むしろ必要な意見を述べる仕組みが設けられている。

エ：適切。開設者には、管理建築士から技術的事項について述べられた必要な意見を尊重する義務がある。

総合解説：管理建築士の専門的判断を組織運営に反映させることが、建築士事務所制度の重要な仕組みである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0109

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：応用

建築士事務所の業務に関する帳簿や所定の図書の保存について、最も適切なものはどれか。

ア．所定の帳簿・図書については、原則として15年間の保存が求められる。

イ．保存期間は一律1年間である。

ウ．設計図書は保存義務の対象にならず、帳簿だけを5年間保存すればよい。

エ．確認申請を要しない建築物に関する業務は、法定保存制度の対象から必ず除外される。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。建築士事務所には、業務帳簿や所定の設計図書・工事監理報告書等について長期保存義務がある。

イ：誤り。1年ではない。

ウ：誤り。所定の図書にも保存義務がある。

エ：誤り。確認申請の要否だけで保存対象が決まるわけではない。

総合解説：一級建築士試験では、帳簿・図書の対象と「15年」の保存期間が頻出である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0110

3-4 建築士法・主要関係法令 > 建築士法・建築士事務所 | 難易度：標準

建築士事務所の開設者が、法定の帳簿・図書の保存義務を継続的に怠った場合の建築士法上の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア．保存義務違反は行政上の処分対象にはならず、常に民事上の問題だけで終わる。

イ．建築士事務所に対する監督処分の対象となり得る。

ウ．違反があっても、建築士個人の免許には関係するが建築士事務所には一切の処分制度がない。

エ．帳簿・図書の保存義務は努力義務にすぎないため、違反という概念自体がない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。行政上の監督対象である。

イ：適切。法定義務違反は、事務所登録制度に基づく監督処分の対象となり得る。

ウ：誤り。建築士事務所にも監督処分制度がある。

エ：誤り。法定保存は単なる努力義務ではない。

総合解説：建築士法は建築士個人だけでなく、建築士事務所の業務体制にも監督規律を設けている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0111 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：基礎

都市計画区域又は準都市計画区域内で開発行為を行う場合の都市計画法上の原則として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築確認を受ける予定があれば、開発許可は常に不要である。
- イ．開発行為は市街化調整区域だけが許可対象で、市街化区域では一切許可を要しない。
- ウ．法令上の適用除外に該当しない限り、あらかじめ都道府県知事等の許可を受ける必要がある。
- エ．土地所有者本人が行う開発行為は、用途・規模にかかわらず許可対象外である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。建築確認と開発許可は別制度である。
イ：誤り。市街化区域でも一定規模以上等は許可対象となり得る。
ウ：適切。都市計画法29条は、区域・規模・用途等に応じた例外を除き開発許可を原則としている。
エ：誤り。自己所有地であることだけでは一律免除されない。
総合解説：開発許可は、無秩序な市街化を防ぎ、公共施設や環境水準を確保するための土地利用規制である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0112 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：標準

市街化調整区域における開発行為について、都市計画法上の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．市街化調整区域では、どのような目的の開発行為も例外なく禁止されている。
- イ．市街化調整区域では、商業施設の開発であれば規模にかかわらず当然に許可不要である。
- ウ．市街化調整区域では、所有者が10年以上土地を所有していれば、用途にかかわらず許可不要である。
- エ．農林漁業の用に供する一定の建築物や、その業務を営む者の居住用建築物の建築目的など、法定の例外が設けられている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。法定の例外がある。
イ：誤り。商業用途であることだけで許可不要とはならない。
ウ：誤り。そのような一律の所有年数免除はない。
エ：適切。市街化調整区域にも、農林漁業用施設等を含む法定の許可不要類型がある。
総合解説：市街化調整区域は市街化抑制が原則だが、法が必要性を認めた用途について例外が定められている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0113 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：標準

国又は都道府県等が行う開発行為について、都市計画法上、最も適切なものはどれか。

ア．一定の場合、都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなされる。

イ．国が行う開発行為は、都市計画法の開発許可制度と一切関係しない。

ウ．国が行う開発行為は、必ず国土交通大臣が開発許可を行う。

エ．都道府県が行う開発行為は、協議を経ずに当然に許可があったものとみなされる。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。国等については、通常の許可申請に代えて知事との協議成立を許可とみなす特例がある。

イ：誤り。制度の対象外になるのではなく、協議特例が設けられている。

ウ：誤り。国土交通大臣が一律に許可する制度ではない。

エ：誤り。協議成立が要件である。

総合解説：行政主体の開発でも土地利用調整を省略するのではなく、協議という形で審査・調整を行う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0114 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：基礎

市街化調整区域のうち、開発許可を受けた開発区域以外の区域における建築について、都市計画法上の原則として最も適切なものはどれか。

ア．開発区域外であれば、どのような建築物でも自由に新築できる。

イ．法定の例外を除き、建築物の新築や一定の用途変更には都道府県知事等の許可が必要となる。

ウ．建築確認を受ければ、都市計画法上の許可は常に不要となる。

エ．用途変更だけであれば、どのような用途でも都市計画法の規制を受けない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。市街化抑制のため建築制限がある。

イ：適切。市街化調整区域では、開発許可を受けた区域外の建築等にも別途規制がある。

ウ：誤り。建築確認と都市計画法上の許可は別である。

エ：誤り。一定の用途変更も規制対象となる。

総合解説：開発許可だけでなく、その後の建築行為・用途変更にも市街化調整区域独自の規制がある点に注意する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0115 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：標準

都市計画施設の区域内で建築物を建築しようとする場合の都市計画法上の原則として、最も適切なものはどれか。

- ア．都市計画施設の区域内では、都市計画事業が未着手なら一切の建築制限がない。
- イ．建築物が鉄骨造2階建て以下であれば、用途・構造にかかわらず当然に許可不要である。
- ウ．原則として都道府県知事等の許可が必要であり、将来の都市計画事業の支障とならないかが考慮される。
- エ．建築確認を受ければ、都市計画施設区域内の許可制度は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。事業未着手でも区域指定に伴う建築制限がある。
イ：誤り。構造・階数だけで一律許可不要とはならない。
ウ：適切。都市計画施設区域内では、事業の円滑な施行を確保するため建築許可制度が設けられている。
エ：誤り。建築確認とは別の規制である。
総合解説：都市計画施設予定地では、将来の事業実施を妨げないよう建築行為に許可制が及ぶ。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0116 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：応用

消防法上の消防用設備等に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．消防用設備等は設置時に基準を満たせば、その後の維持義務はない。
- イ．消防用設備等の設置義務は、住宅以外のすべての建築物に同一内容で課される。
- ウ．消防用設備等の基準は建築士が自由に定めることができ、消防法令の技術基準はない。
- エ．政令で定める防火対象物の関係者は、消防用設備等を技術上の基準に従って設置し、維持しなければならない。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。維持も義務である。
イ：誤り。用途・規模等に応じて必要設備が異なる。
ウ：誤り。法令に技術基準がある。
エ：適切。消防法17条は、対象となる防火対象物の関係者に設置・維持義務を課している。
総合解説：消防法では「誰が」「どの防火対象物に」「どの設備を」「どの基準で」設置・維持するかを体系的に定めている。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0117 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：標準

消防用設備等の点検・報告について、消防法上、最も適切なものはどれか。

ア．対象となる防火対象物の関係者は、法令で定める方法により定期点検を行い、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

イ．消防用設備等の点検は、火災が発生した後にだけ行えばよい。

ウ．点検結果の報告先は、原則として建築主事である。

エ．一度検査済証を受けた建築物では、消防用設備等の点検制度は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。消防用設備等には定期点検・報告制度がある。

イ：誤り。平常時に定期点検を行う。

ウ：誤り。消防長又は消防署長への報告制度である。

エ：誤り。建築基準法上の検査済証とは別制度である。

総合解説：建築確認・完了検査と消防設備の点検報告は、根拠法と所管が異なる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0118 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：基礎

消防法令上の「特定防火対象物」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．博物館は、用途だけで常に特定防火対象物に該当する。

イ．不特定多数の者が出入りする用途など、火災時の危険性を踏まえて政令で特定防火対象物に区分されるものがある。

ウ．共同住宅は、階数や規模にかかわらず必ず特定防火対象物に該当する。

エ．特定防火対象物という区分は建築基準法だけの用語で、消防法には存在しない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。博物館は原則として特定防火対象物ではない。

イ：適切。飲食店、旅館、物品販売店舗等のように不特定多数が利用する用途を中心に特定防火対象物が定められている。

ウ：誤り。共同住宅は一般に非特定防火対象物として扱われる。

エ：誤り。消防法令上の重要な区分である。

総合解説：用途区分は必要な消防用設備、点検・報告、防火管理等を判断する基礎となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0119 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：応用

建築基準法上の非常用エレベーターと消防法上の消防用設備等の関係について、最も適切なものはどれか。

ア．高さ31mを超える建築物の非常用エレベーターは、当然に消防法上の消防用設備等そのものとなる。

イ．非常用エレベーターは消防隊が利用することがあるため、建築基準法の規制を受けない。

ウ．非常用エレベーターは建築基準法上の建築設備であり、それ自体を消防法上の消防用設備等と同一視してはならない。

エ．非常用エレベーターは建築設備ではなく、避難器具としてだけ規定されている。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。利用目的が重なる場面があっても法的区分は同一ではない。

イ：誤り。建築基準法の技術基準の対象である。

ウ：適切。非常用エレベーターは建築基準法上の設備であり、消防用設備等とは法的区分が異なる。

エ：誤り。建築設備として規定される。

総合解説：複合法規問題では、似た役割の設備でも根拠法令と法的名称を区別する必要がある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0120 3-4 建築士法・主要関係法令 > 都市計画法・消防法 | 難易度：標準

消防法上の防火管理について、最も適切なものはどれか。

ア．防火管理者は、すべての戸建住宅について建築主が必ず選任する。

イ．防火管理者は建築確認の審査を行う行政職員である。

ウ．防火管理者を選任すれば、消防用設備等の設置義務は免除される。

エ．一定の防火対象物では、管理について権原を有する者が有資格者の中から防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせる制度がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。すべての戸建住宅に一律適用される制度ではない。

イ：誤り。建築確認の審査者ではない。

ウ：誤り。防火管理と消防設備設置は別の義務である。

エ：適切。一定の防火対象物では、防火管理者を中心に消防計画等の防火管理を実施する。

総合解説：消防法ではハードの設備だけでなく、日常の管理・訓練等を担う人的な防火管理制度も重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0121

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：基礎

バリアフリー法上の「特定建築物」に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．学校、病院、劇場、事務所、共同住宅など、多数の者が利用するものとして政令で定める建築物等をいう。

イ．特定建築物とは、国又は地方公共団体が所有する建築物だけをいう。

ウ．特定建築物とは、延べ面積1万m²以上の建築物だけをいう。

エ．特定建築物とは、消防法上の特定防火対象物と完全に同一の範囲をいう。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。バリアフリー法は、多数の者が利用する各種用途を特定建築物として定義している。

イ：誤り。民間建築物も含まれ得る。

ウ：誤り。定義は単一の面積基準だけで決まらない。

エ：誤り。消防法の特定防火対象物とは別概念である。

総合解説：「特定建築物」と「特別特定建築物」の違いを区別することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0122

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：標準

バリアフリー法上の「特別特定建築物」の説明として、最も適切なものはどれか。

ア．住宅だけを対象とする建築物区分である。

イ．不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物など、移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める建築物をいう。

ウ．建築基準法上の耐火建築物と同じ意味である。

エ．床面積に関係なく、すべての事務所を自動的に特別特定建築物とする用語である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。住宅だけの制度ではない。

イ：適切。特別特定建築物は、特定建築物のうち移動等円滑化の必要性が高い用途を中心とする。

ウ：誤り。防耐火性能の区分ではない。

エ：誤り。用途・規模等に応じて制度が適用される。

総合解説：バリアフリー法は利用者属性や不特定多数性に着目して、より強い義務が必要な用途を区分している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0123

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：標準

一定規模以上の特別特定建築物を新築する場合のバリアフリー法上の原則として、最も適切なものはどれか。

ア．基準適合はすべて任意で、努力義務しかない。

イ．建築物移動等円滑化基準は既存建築物だけに適用され、新築には適用されない。

ウ．建築物特定施設の構造及び配置を、建築物移動等円滑化基準に適合させる必要がある。

エ．適合対象は建物の外観色彩だけで、出入口や廊下、便所等は対象外である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。一定の場合は法的義務である。

イ：誤り。新築が主要な義務対象である。

ウ：適切。新築等の特別特定建築物には、規模等に応じて建築物移動等円滑化基準への適合義務が課される。

エ：誤り。出入口、廊下、階段、エレベーター、便所等が対象となる。

総合解説：バリアフリー法の建築物特定施設は、建物内外の移動経路と利用設備を一体で捉えている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0124

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：基礎

バリアフリー法に基づく地方公共団体の条例について、最も適切なものはどれか。

ア．地方公共団体は、法律より厳しい内容を条例で定めることは一切できない。

イ．条例で追加された基準は、建築確認と無関係であり建築基準関係規定とみなされることはない。

ウ．条例は既存建築物の名称を変更するただけに制定できる。

エ．地域の事情に応じ、特別特定建築物の追加や対象規模の引下げ、建築物移動等円滑化基準への必要事項の付加を行うことができる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。法律が条例付加を認めている。

イ：誤り。法の規定により建築基準関係規定とみなされるものがある。

ウ：誤り。条例の役割を過度に限定している。

エ：適切。地方条件に応じて義務対象や基準を強化できる仕組みがある。

総合解説：国の最低基準に地域独自の上乗せを可能とする点は、一級建築士試験でも頻出である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0125

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：標準

バリアフリー法上、新築時に建築物移動等円滑化基準への適合義務を受けた特別特定建築物のその後の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア．所有・管理・占有する者は、当該建築物を基準に適合するよう維持しなければならない。
- イ．完成検査後はバリアフリー設備を撤去しても法的問題はない。
- ウ．維持義務は国の建築物にのみあり、民間の特別特定建築物にはない。
- エ．維持義務はエレベーターに限られ、出入口や便所等には及ばない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。基準適合は新築時だけの一時的要件ではなく、適合状態の維持も求められる。

イ：誤り。適合状態を維持する義務がある。

ウ：誤り。民間建築物も対象となり得る。

エ：誤り。建築物特定施設全体が対象となる。

総合解説：バリアフリー性能は完成時だけでなく、利用期間中に実効性が保たれることが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0126

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：応用

2026年1月1日時点の建築物省エネ法制について、新築建築物の省エネ基準適合に関する原則として最も適切なものはどれか。

- ア．省エネ基準への適合義務は延べ面積2,000m²以上の非住宅だけに限られる。
- イ．適用除外等を除き、原則として全ての新築住宅・非住宅について建築物エネルギー消費性能基準への適合が求められる。
- ウ．戸建住宅は規模にかかわらず省エネ基準適合義務の対象外である。
- エ．建築物省エネ法は既存建築物だけを対象とし、新築には適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。旧制度の対象範囲の理解であり、2025年改正後は対象が拡大している。

イ：適切。2025年4月施行の改正により、原則として全ての新築住宅・非住宅に基準適合が求められる制度へ拡大された。

ウ：誤り。戸建住宅も原則として対象である。

エ：誤り。新築建築物が主要な義務対象である。

総合解説：法規では、2025年4月施行の省エネ基準適合義務の全面化を旧制度と混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0127

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：標準

新築住宅について、建築基準法上の建築確認を要しないケースと建築物省エネ法上の基準適合義務の関係として、最も適切なものはどれか。

- ア．建築確認が不要な建築物は、省エネ基準にも必ず適合させなくてよい。
- イ．建築確認の要否と省エネ基準の適合義務は完全に同一の制度である。
- ウ．建築確認を要しないことだけを理由に、省エネ基準への適合義務が当然に免除されるわけではない。
- エ．省エネ基準は建築確認を要しない建築物にだけ適用される。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。確認不要と省エネ適用除外は同義ではない。
イ：誤り。別制度である。
ウ：適切。建築確認制度と省エネ基準適合義務は根拠・適用関係が異なる。
エ：誤り。そのような逆限定はない。
総合解説：複合法規では、一つの手続が不要でも他法令の実体基準まで不要とは限らない点に注意する。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0128

3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：基礎

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する建築士の役割について、最も適切なものはどれか。

- ア．省エネ性能に関する説明は、建築士法・建築物省エネ法のいずれとも無関係である。
- イ．建築士は省エネ性能を説明してはならず、説明できるのは行政庁だけである。
- ウ．省エネ性能の説明制度があるため、建築物エネルギー消費性能基準への適合は不要となる。
- エ．建築士が一定の設計を行う場合には、建築主への省エネ性能等の説明に関する制度上の役割が定められている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。建築物省エネ法制上、設計者の説明に関する規定がある。
イ：誤り。建築士が説明主体となる場面がある。
ウ：誤り。説明と基準適合は別の制度要素である。
エ：適切。設計者には、建築主が建築物の省エネ性能を理解できるよう説明する制度上の役割がある。
総合解説：省エネ法制は実体基準だけでなく、設計時の情報提供・説明を通じた性能向上も重視している。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0129 3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：応用

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について、最も適切なものはどれか。

ア．一定の基準に適合する性能向上計画について、所管行政庁の認定を受ける制度が設けられている。

イ．省エネ性能向上計画の認定制度は存在せず、基準適合判定だけが制度の全てである。

ウ．認定を行うのは消防長だけであり、所管行政庁は関与しない。

エ．認定を受けた計画は、建築基準法その他の法令を一切適用しなくてよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。建築物省エネ法には、基準を上回る性能向上を促進する計画認定制度がある。

イ：誤り。認定制度がある。

ウ：誤り。所管行政庁の制度である。

エ：誤り。認定は他法令の全面的適用除外を意味しない。

総合解説：最低基準への適合と、より高い性能を誘導する認定制度は分けて理解する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0130 3-4 建築士法・主要関係法令 > バリアフリー法・建築物省エネ法 | 難易度：標準

建築物省エネ法制における再生可能エネルギー利用促進に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．再生可能エネルギー利用促進区域は、消防法に基づき消防長が指定する。

イ．市町村が建築物再生可能エネルギー利用促進区域を定め、建築物への再エネ利用設備の設置促進を図る制度が設けられている。

ウ．促進区域制度は建築物とは無関係で、工場の生産設備だけを対象とする。

エ．促進区域に指定されると、建築基準法の防火規定が一律に適用除外となる。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。建築物省エネ法制に基づく市町村の制度である。

イ：適切。建築物への再エネ設備導入を地域単位で促進する区域制度がある。

ウ：誤り。建築物への再エネ利用設備が対象である。

エ：誤り。防火規定の全面適用除外ではない。

総合解説：省エネ法制は省エネ性能だけでなく、再生可能エネルギーの導入促進にも範囲を広げている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0131

3-5 住宅関連法・法令横断 > 住宅品質確保・長期優良住宅等 | 難易度：基礎

住宅の品質確保の促進等に関する法律上、新築住宅の請負人又は売主が負う瑕疵担保責任について、最も適切なものはどれか。

ア．新築住宅のすべての内装仕上げについて、必ず50年間の責任を負う。

イ．責任期間は引渡しから1年間に限られる。

ウ．構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分の所定の瑕疵について、引渡しから10年間の責任が定められている。

エ．構造耐力上主要な部分は対象外で、設備機器だけが10年責任の対象である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。対象部位・期間を過大にしている。

イ：誤り。10年間である。

ウ：適切。品確法は新築住宅の基本的な構造安全・防水に関わる部分について10年責任を定めている。

エ：誤り。構造耐力上主要な部分が主要な対象である。

総合解説：「10年」「構造耐力上主要な部分」「雨水の浸入を防止する部分」が基本セットである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0132

3-5 住宅関連法・法令横断 > 住宅品質確保・長期優良住宅等 | 難易度：標準

新築住宅の請負契約において、品確法で定める10年間の瑕疵担保責任を2年間に短縮する特約を設け、注文者に不利となる場合の取扱いとして、最も適切なものはどれか。

ア．当事者が署名すれば、必ず有効となる。

イ．請負代金が一定額未満なら、責任期間を自由にゼロにできる。

ウ．建築士が説明すれば、法定責任を短縮する特約は常に有効になる。

エ．そのような注文者に不利な特約は無効となる。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。強行的に保護される範囲がある。

イ：誤り。代金額のみで法定責任を消滅させる制度ではない。

ウ：誤り。説明の有無で法定保護が失われるわけではない。

エ：適切。品確法の法定責任に反して注文者に不利な特約は無効とされる。

総合解説：品確法の10年責任は、住宅取得者保護のため当事者の特約で不利に短縮できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0133 3-5 住宅関連法・法令横断 > 住宅品質確保・長期優良住宅等 | 難易度：標準

住宅性能表示制度に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．共通の評価方法基準等に基づき、登録住宅性能評価機関が住宅の性能を評価する仕組みが設けられている。

イ．すべての新築住宅に住宅性能評価書の取得が一律に義務付けられている。

ウ．住宅性能評価は消防署だけが行うことができる。

エ．住宅性能表示制度では構造安全に関する性能を扱うことができない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。品確法は、住宅性能を比較・表示するための評価制度を設けている。

イ：誤り。性能評価書取得がすべての住宅に一律義務という制度ではない。

ウ：誤り。登録住宅性能評価機関が評価を行う。

エ：誤り。構造安定なども評価分野に含まれる。

総合解説：品確法は「住宅性能表示」と「新築住宅の10年責任」という異なる柱を持つ。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0134 3-5 住宅関連法・法令横断 > 住宅品質確保・長期優良住宅等 | 難易度：基礎

新築住宅の工事完了前に売買契約を締結する場合、売主が設計住宅性能評価書の写しを契約書に添付したときの法的効果について、最も適切なものはどれか。

ア．評価書を添付しても、契約内容には一切影響しない。

イ．売主が契約書で反対の意思を表示していない場合、原則として、その評価書に表示された性能を有する住宅を引き渡すことを契約したものとみなされる。

ウ．評価書を添付すると、建築基準法の確認申請が不要になる。

エ．評価書を添付すると、新築住宅の10年責任が免除される。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。所定の場合は契約内容に法的効果を持つ。

イ：適切。性能表示と契約内容を結び付けるみなし規定が設けられている。

ウ：誤り。建築確認の要否とは別制度である。

エ：誤り。10年責任を免除する制度ではない。

総合解説：住宅性能評価書は単なる参考資料ではなく、契約書への添付によって契約上の性能内容を明確にする役割を持ち得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0135 3-5 住宅関連法・法令横断 > 住宅品質確保・長期優良住宅等 | 難易度：標準

長期優良住宅建築等計画の認定基準に関する記述として、最も適切なものはどれか。

ア．維持保全期間は3年以上であればよい。

イ．維持保全計画は認定後の住宅には不要である。

ウ．建築後の住宅について、長期にわたり良好な状態で使用するための維持保全期間を30年以上とすることが基準の一つである。

エ．長期優良住宅の認定は、耐震性や省エネ性能等を一切考慮せず、築年数だけで判断する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。30年以上が基本である。

イ：誤り。維持保全は制度の中心要素である。

ウ：適切。長期優良住宅では、計画的な維持保全を30年以上行うことが認定基準に含まれる。

エ：誤り。長期使用構造等には耐震・省エネ等の性能要素も含まれる。

総合解説：長期優良住宅は「建てた時の性能」だけでなく「長期に維持する計画」まで含めて評価する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0136 3-5 住宅関連法・法令横断 > 住宅品質確保・長期優良住宅等 | 難易度：応用

長期優良住宅の認定について、最も適切なものはどれか。

ア．認定は住宅メーカーが自己宣言するだけで成立し、行政庁の関与はない。

イ．認定基準は構造耐力だけで、維持保全や居住環境は考慮されない。

ウ．長期優良住宅の認定を受ければ、建築基準法の規定はすべて適用されなくなる。

エ．所管行政庁が、長期使用構造等、住宅規模、居住環境、災害配慮、維持保全等の認定基準への適合を審査する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。所管行政庁の認定が必要である。

イ：誤り。維持保全や環境・災害配慮等も認定基準に含まれる。

ウ：誤り。他法令が全面適用除外になる制度ではない。

エ：適切。所管行政庁による認定制度であり、複数の性能・計画要素を総合的に満たす必要がある。

総合解説：長期優良住宅法は、耐久性・耐震性・可変性・維持保全・省エネ等を長期利用の観点から統合する制度である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0137 3-5 住宅関連法・法令横断 > 耐震改修・その他関係法令 | 難易度：標準

耐震改修促進法上、既存耐震不適格建築物の所有者について、最も適切なものはどれか。

ア．耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めることが基本とされている。

イ．既存耐震不適格建築物は、所有者の意思にかかわらず直ちに全て取り壊さなければならない。

ウ．耐震診断は新築建築物だけを対象とし、既存建築物には行わない。

エ．耐震改修促進法は公共建築物だけを対象とし、民間建築物には一切関係しない。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。既存建築物の耐震性向上を促すことが耐震改修促進法の中心目的である。

イ：誤り。一律解体を命じる制度ではない。

ウ：誤り。既存建築物の耐震診断・改修を促進する法律である。

エ：誤り。民間建築物も対象となり得る。

総合解説：耐震改修促進法は、既存不適格状態を直ちに違法建築とするのではなく、診断・改修を政策的に促進する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0138 3-5 住宅関連法・法令横断 > 耐震改修・その他関係法令 | 難易度：基礎

耐震改修促進法における計画体系について、最も適切なものはどれか。

ア．耐震改修に関する方針は、個々の建築士事務所だけが定め、国や地方公共団体は関与しない。

イ．国が基本方針を定め、地方公共団体が地域の実情に応じた耐震改修促進計画を定める仕組みがある。

ウ．国の基本方針があれば、地方公共団体が計画を定めることは禁止される。

エ．耐震改修促進計画は消防法だけにに基づく計画である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。国・地方公共団体が制度的役割を持つ。

イ：適切。国の基本方針と地方公共団体の計画を組み合わせることで耐震化を促進する。

ウ：誤り。地方計画の仕組みがある。

エ：誤り。耐震改修促進法に基づく。

総合解説：耐震化は建築物単体の対応だけでなく、地域全体の計画的な促進施策として位置付けられている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0139 3-5 住宅関連法・法令横断 > 耐震改修・その他関係法令 | 難易度：応用

既存建築物の耐震改修を行う際の「建築物の耐震改修の計画」の認定について、最も適切なものはどれか。

- ア．耐震改修計画の認定は施工者が自ら行い、行政庁の審査はない。
- イ．認定は新築建築物だけに用いられ、既存建築物の耐震改修には利用できない。
- ウ．所管行政庁が、法令で定める基準への適合を審査して認定する制度が設けられている。
- エ．認定を受ければ、工事の安全確保や関係法令の検討は一切不要となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。行政庁の認定制度である。
イ：誤り。既存建築物の耐震改修を促進するための制度である。
ウ：適切。耐震改修促進法には、所管行政庁による耐震改修計画の認定制度がある。
エ：誤り。認定は他の安全配慮を全面的に消滅させるものではない。
総合解説：耐震改修計画の認定には、既存建築物の改修を円滑に進めるための特例と審査が組み合わされている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0140 3-5 住宅関連法・法令横断 > 耐震改修・その他関係法令 | 難易度：標準

建設リサイクル法上、一定規模以上の対象建設工事について、最も適切なものはどれか。

- ア．建設廃棄物は材質にかかわらずすべて混合したまま最終処分することが義務付けられている。
- イ．建設リサイクル法は新築工事だけを対象とし、解体工事には適用されない。
- ウ．対象建設工事であっても、コンクリートや木材の分別解体等は法律上禁止されている。
- エ．特定建設資材を用いた建築物等の解体工事等では、分別解体等を行い、特定建設資材廃棄物の再資源化等を図る制度が設けられている。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。分別・再資源化を推進する法律である。
イ：誤り。解体工事は主要な対象である。
ウ：誤り。むしろ一定の分別解体等を求める。
エ：適切。建設リサイクル法は分別解体等と再資源化等を促進する。
総合解説：建築法規では、設計・施工だけでなく解体時の資源循環に関する関係法令も問われる。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0141 3-5 住宅関連法・法令横断 > 耐震改修・その他関係法令 | 難易度：基礎

景観法上の景観計画区域内における建築物の建築等について、最も適切なものはどれか。

ア．景観計画で定める一定の行為について、景観行政団体の長への届出を要する制度がある。

イ．景観計画区域では、建築物の外観に関する行政上の手続は一切ない。

ウ．景観法上の届出先は常に消防長である。

エ．景観計画区域に入ると、すべての建築物の建築が全面的に禁止される。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。景観形成に影響する一定の建築等について届出制度が設けられている。

イ：誤り。届出・勧告等の制度がある。

ウ：誤り。景観行政団体が所管する。

エ：誤り。全面禁止ではなく、景観計画に沿った規制・誘導を行う。

総合解説：景観法は建築物の用途や構造安全ではなく、地域の景観形成を目的とした別系統の規制である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0142 3-5 住宅関連法・法令横断 > 耐震改修・その他関係法令 | 難易度：標準

土砂災害特別警戒区域における建築物について、関係法令上の考え方として最も適切なものはどれか。

ア．特別警戒区域に指定されても、建築物の構造安全に関する規制は一切生じない。

イ．土砂災害による衝撃等に対する安全確保のため、一定の建築物について構造方法に関する規制が設けられる。

ウ．特別警戒区域内では、用途・構造にかかわらず全ての建築物が必ず即時除却となる。

エ．特別警戒区域の指定は景観保全だけを目的とし、災害安全とは無関係である。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。構造規制が設けられる。

イ：適切。土砂災害特別警戒区域では、生命・身体の安全を確保するため一定の建築物に構造規制が及ぶ。

ウ：誤り。一律即時除却の制度ではない。

エ：誤り。土砂災害防止が目的である。

総合解説：敷地が災害リスク区域にある場合は、建築基準法だけでなく土砂災害防止法等の区域規制も横断的に確認する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0143

3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：標準

木造・延べ面積120m²・地上3階建ての一戸建て住宅を2026年に新築する計画について、関係法令の適用に関する記述として、最も適切なものはどれか。

- ア．戸建住宅であるため、建築士法上の資格制限も省エネ基準も一切適用されない。
- イ．省エネ基準に適合すれば、構造安全や建築士資格に関する規定は検討しなくてよい。
- ウ．設計・工事監理には建築士法上の資格制限を確認するとともに、原則として建築物省エネ法の省エネ基準適合も検討する必要がある。
- エ．建築士が設計する場合は、建築基準法その他の関係法令の検討は不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。住宅でも複数法令の対象となる。
イ：誤り。省エネ適合は他の安全規定を代替しない。
ウ：適切。住宅新築では建築士法、建築基準法、建築物省エネ法等をそれぞれの適用要件に応じて確認する。
エ：誤り。建築士が設計しても法令適合確認は必要である。
総合解説：実務的な法規判断では、一つの法律への適合だけで建築計画全体が適法になるわけではない。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0144

3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：基礎

新築共同住宅の設計を建築士事務所が受託し、完成後に分譲する計画について、最も適切な法規判断はどれか。

- ア．設計受託契約の重要事項説明を行えば、消防用設備等の検討は不要となる。
- イ．住宅性能評価書を取得すれば、建築基準法への適合確認は不要となる。
- ウ．品確法の10年責任があるため、建築士事務所は契約前説明を行わなくてよい。
- エ．設計受託契約前の重要事項説明、建築基準法・消防法上の安全規定、住宅性能表示や新築住宅の10年責任など、それぞれ別の制度として確認する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。契約手続と消防設備は別義務である。
イ：誤り。住宅性能評価は建築基準法適合を代替しない。
ウ：誤り。品確法と建築士法上の契約手続は別制度である。
エ：適切。契約、建築安全、消防、住宅品質は目的の異なる制度であり、重層的に適用される。
総合解説：共同住宅では、建築士法・建築基準法・消防法・品確法等の適用を分けて整理することが重要である。
対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0145

3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：標準

既存の寄宿舍を有料老人ホームへ用途変更し、併せて改築に該当する耐震改修を行う計画について、最も適切な考え方はどれか。

ア．用途変更後の用途に応じた建築基準法・バリアフリー法の適用に加え、耐震改修促進法や省エネ法制についても改修内容ごとに適用関係を確認する。

イ．用途変更であるため、既存建築物には新たな関係法令を一切検討しなくてよい。

ウ．耐震改修促進法の認定を受ければ、用途変更後のバリアフリー基準を必ず無視できる。

エ．有料老人ホームへの用途変更では、避難・防火・移動等円滑化に関する規定を検討する必要がある。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。用途変更と改築を伴う場合は、変更後用途と工事内容に応じて複数法令の適用を横断確認する。

イ：誤り。用途変更・改築により適用関係が変わる規定がある。

ウ：誤り。一つの認定が他法令を全面的に排除するわけではない。

エ：誤り。高齢者利用施設では避難・防火・バリアフリーの検討が重要である。

総合解説：用途変更問題では「既存だから全部旧基準のまま」と決めつけず、用途・工事・規模ごとに適用条文を追う。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0146

3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：応用

不特定多数が利用する大規模な物品販売店舗を新築する場合の法規検討として、最も適切なものはどれか。

ア．物品販売店舗は商業用途なので、消防法だけ確認すれば足りる。

イ．建築基準法の避難・防火、消防法の消防用設備等、バリアフリー法の移動等円滑化、省エネ基準などをそれぞれ確認する。

ウ．バリアフリー基準に適合すれば、建築基準法の避難規定は適用されない。

エ．省エネ基準に適合すれば、消防用設備等は設置しなくてよい。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。消防法以外の法令も適用される。

イ：適切。大規模店舗は多数利用・火災・避難・移動・エネルギー等の観点から複数法令が重層適用される。

ウ：誤り。バリアフリー法と避難規定は目的が異なる。

エ：誤り。省エネ適合は消防設備義務を代替しない。

総合解説：「一つの性能基準に適合すれば他法令が不要」という誤った横断推論を排除することが重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0147 3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：標準

長期優良住宅の認定を受ける予定の新築住宅について、最も適切な法規判断はどれか。

ア．長期優良住宅の認定を受ければ、建築確認は法令上常に不要となる。

イ．長期優良住宅の認定を受ければ、新築住宅の10年責任は適用されなくなる。

ウ．長期優良住宅法の認定基準を満たすだけでなく、建築基準法や建築物省エネ法、品確法などの適用関係も別途確認する必要がある。

エ．長期優良住宅は省エネ性能を一切考慮しない制度なので、省エネ法とは必ず矛盾する。

答え・解説

正答：ウ

ア：誤り。認定だけで建築確認が一律不要になるわけではない。

イ：誤り。品確法上の責任が当然に消滅するものではない。

ウ：適切。長期優良住宅認定は他法令への包括的な免除ではなく、各法令をそれぞれ満たす必要がある。

エ：誤り。長期使用構造等にはエネルギー効率に関する性能も含まれる。

総合解説：認定制度は「上乗せの性能・計画制度」であり、基礎となる建築・住宅法制を置き換えるものではない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0148 3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：基礎

市街化区域内で宅地造成を伴う建築計画を進める場合の法規手続について、最も適切な考え方はどれか。

ア．開発許可を受ければ、建築確認は必ず不要となる。

イ．建築確認を受ければ、開発許可の要否は一切検討しなくてよい。

ウ．都市計画法と建築基準法は同一の許可制度なので、どちらか一方だけを選択して申請する。

エ．開発行為が都市計画法上の許可対象かを確認し、これとは別に建築基準法上の建築確認等の要否を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：誤り。開発許可と建築確認は代替関係ではない。

イ：誤り。建築確認の有無だけで開発許可は消えない。

ウ：誤り。根拠法・審査対象が異なる。

エ：適切。開発許可は土地の区画形質の変更等、建築確認は建築物計画の適法性を中心に審査する別制度である。

総合解説：土地利用の手続と建築物の手続を分けて整理することが、実務・試験の双方で重要である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0149

3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：応用

多数の利用者がいる既存ホテルで、営業を継続しながら耐震改修・避難施設改修を行う計画について、最も適切な法規上の考え方はどれか。

ア．耐震改修の適法性だけでなく、工事中の避難・防火・利用者安全を確保するため、建築基準法上必要となる施工中の安全措置や関係手続も確認する。

イ．耐震性を高める工事であれば、工事中の避難安全は検討しなくてよい。

ウ．営業を継続する場合は、建築基準法や消防法の規定が一時停止される。

エ．耐震改修促進法の対象工事では、消防用設備等を停止したまま営業してよい。

答え・解説

正答：ア

ア：適切。改修後の性能だけでなく、工事中の利用者安全・防火・避難計画も重要な法規検討事項である。

イ：誤り。工事中安全は別途確保する必要がある。

ウ：誤り。営業継続で法令適用が停止することはない。

エ：誤り。消防安全を無視できる特例ではない。

総合解説：既存建築物改修では「完成後の適法性」と「施工中の安全」を分けて評価する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01

0150

3-5 住宅関連法・法令横断 > 複合法規・用途変更等の横断事例 | 難易度：標準

建築計画の法規チェックを行う際の進め方として、最も適切なものはどれか。

ア．建築基準法に適合すれば、他の建築関係法令は原則として確認しなくてよい。

イ．用途・規模・構造・敷地・工事種別を整理した上で、建築基準法だけでなく、都市計画法、消防法、建築士法、バリアフリー法、省エネ法、住宅関連法等の適用を個別に確認する。

ウ．一つの行政手続で許可を受ければ、他法令の手続・基準も自動的にすべて満たしたことになる。

エ．法規チェックは建物完成後にまとめて行えばよく、設計段階で確認する必要はない。

答え・解説

正答：イ

ア：誤り。建築基準法以外にも多くの関係法令がある。

イ：適切。建築計画には目的・所管の異なる複数の法令が重層的に適用されるため、条件整理と個別確認が必要である。

ウ：誤り。許可・認定は他法令を自動的に代替しない。

エ：誤り。設計段階から法規適合を組み込む必要がある。

総合解説：一級建築士法規の後半では、単一条文の暗記だけでなく、建物条件に複数法令を重ねる総合判断力が問われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-01-01